

平成30年度
熊本における
労働衛生の現状



熊本労働局 労働基準部 健康安全課

〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階

電話 096-355-3186

ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/>

(独)労働者健康安全機構

熊本産業保健総合支援センター

〒860-0806 熊本市中央区花畑町9-24 住友生命熊本ビル3階

電話 096-353-5480

ホームページ <https://kumamotos.johas.go.jp/>

I N D E X

	ページ
熊本における労働衛生の現状	表紙
はじめに	
1 定期健康診断の結果	1
2 特殊健康診断の結果	3
3 職業性疾病	5
じん肺管理区分の決定状況	6
4 熱中症の発生状況	7
5 脳血管疾患及び虚血性心疾患並びに精神障害等の労災請求状況	10
6 熊本県における自殺者数の推移	11
7 治療と仕事の両立支援	12
8 メンタルヘルス対策	13
(1) 労働者の心の健康の保持増進のための指針のあらまし	13
(2) ストレスチェック制度について	15
9 熊本産業保健こころの健康アドバイザー制度のご案内	18
10 産業医制度の見直し	19
11 健康診断項目の省略に関する留意事項について	20
12 指導勧奨による特殊健康診断の種類及び業務内容	21
13 二次健診受診者数の推移	21
14 「産業医・産業保健機能」を強化します	23
(1) 産業医の活動環境の整備	23
(2) 労働者に対する健康相談の体制整備、労働者の健康情報の適正な取り扱い 扱いルールの推進	23
15 作業環境測定機関一覧	24
16 トータルヘルスプロモーションプラン(働く人の心と体の健康づくり)	24
17 受動喫煙防止対策助成金制度	25
18 熊本産業保健総合支援センター及び地域産業保健センター(地域窓口)の活用	27
19 平成30年度 産業保健関係助成金について	29

はじめに

労働安全衛生法に基づく一般健康診断において、脳、心臓疾患につながるリスクのある血圧や血中脂質などにおける有所見率は、年々増加を続けており、平成29年の熊本県における有所見率は全国平均の54.1%を2.8ポイント上回って56.9%となり、疾病のリスクを抱える労働者が依然として高い水準で推移している傾向にあります。

また、がん、脳血管疾患、糖尿病等の有病率は、年齢が上がるほど高くなる状況にあり、今後、職場における労働者の高齢化が進むことが見込まれ、私病を原因とする休業損失を最小限とするためにも、職場における健康管理がより重要となっています。以上のような傾向を裏付けるように、職業生活期間中に、がん、脳血管疾患、糖尿病等の長期に治療を要する疾患を発症する人が増えています。

糖尿病患者の約8%（平成25年 厚生労働科学研究調べ）が、「仕事のため、忙しいから」との理由で治療を中断している状況にあります。更には、がんと診断された場合において、治療が開始されるまでに退職してしまうケースが退職した患者の4割（平成27年 厚生労働省研究班）を超えており、中には、病気治療を理由とした退職勧奨が行われる場合も少なくないといわれています。

厚生労働省では、労働者が働きながら適正な治療を継続することを可能とするための「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を策定し、熊本労働局においては、「熊本県地域両立支援推進チーム」（※）を組織して、職場の体制整備などを促進するよう周知、啓発を行っています。

労働者の健康を確保するためには、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の確実な実施と、産業医などの医師からの意見聴取、医師意見に基づいた措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数減少及び作業環境の整備等）が必要となります。また、労働者が長期療養が必要な疾病を発症した場合においても、事業場の両立支援コーディネーター等の産業保健スタッフが、産業医、主治医と連絡を密にして、仕事と治療が両立できるよう支援することが重要です。

このように、労働者の健康を取り巻く状況も変わりつつありますが、職場における健康管理は、雇用と人材の確保につながる事業場にとって非常に重要なものと言えます。

ここに、熊本県における平成29年の各種健康診断等の統計値を「熊本における労働衛生の現状」としてとりまとめましたので、職場における健康管理の参考としていただきますようお願いいたします。

平成30年 8 月 熊本労働局労働基準部健康安全課

※熊本県地域両立支援推進チーム構成機関・団体（順不同）

- 熊本労働局（健康安全課、職業安定課、職業対策課、雇用環境・均等室）
- 熊本県健康づくり推進課 ○熊本県認知症対策・地域ケア推進課
- 熊本県医師会 ○熊本県経営者協会 ○熊本県労働基準協会
- 熊本県医療ソーシャルワーカー協会 ○熊本産業保健総合支援センター
- 日本キャリア開発協会 ○労働者健康安全機構熊本労災病院
- 日本労働組合総連合会熊本県連合会 ○日本産業カウンセラー協会九州支部
- 熊本県社会保険労務士会 ○国立病院機構 熊本医療センター

1 定期健康診断の結果(定期健康診断結果報告書より)

平成29年における職場において実施される定期健康診断の有所見率(＊健康診断を受診した労働者のうち、異常の所見のある者の占める割合)は、熊本県内における有所見率は56.9%となり、前年より0.9ポイント減少したものの、依然として高い率で推移しています。

脳・心臓疾患の発症と関係が深い健康診断項目である「血中脂質検査」、「血圧検査」、「血糖検査」、「尿中の糖の検査」、「心電図検査」の有所見者については、職場における適切な健康管理が重要となります。

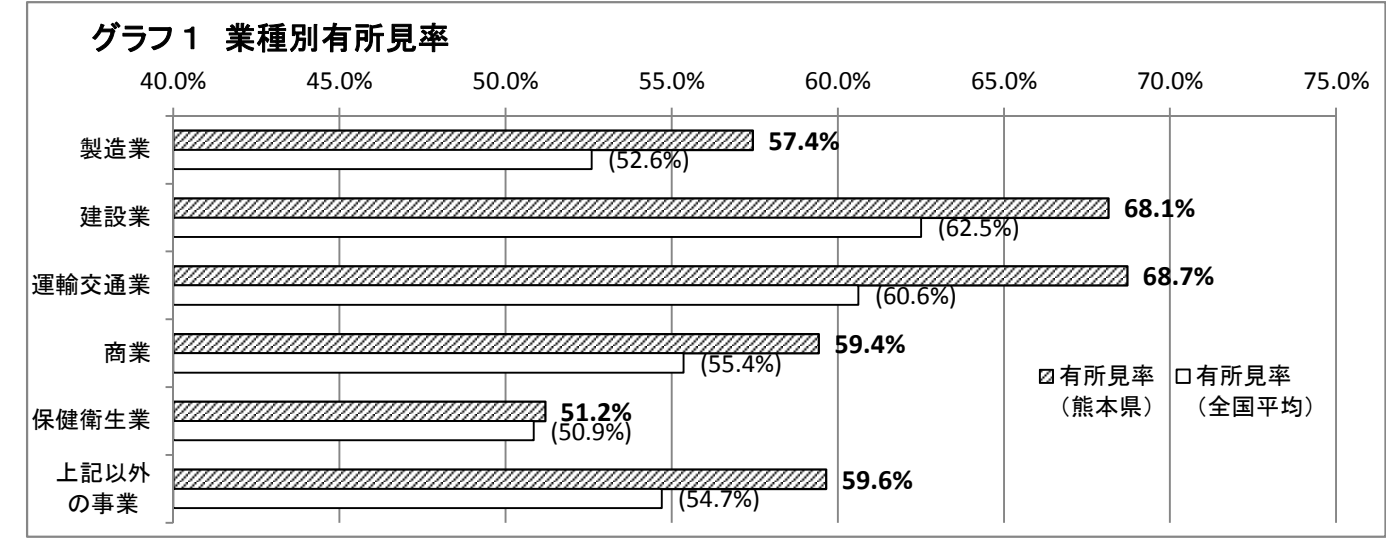
健康診断有所見者については、健康診断実施後、医師の意見を聞き、必要に応じ労働時間の短縮や配置転換等の就業上の措置を行うとともに、保健指導、健康教育等を通じて有所見項目の改善を図ることが重要となります。

なお、定期健康診断において、「血中脂質検査」、「血圧検査」、「血糖検査」、及び「腹囲・BMIの測定」の全ての検査項目について異常の所見があるとされた場合、または、産業医等が、就業環境等を総合的に勘案して異常の所見を認めた場合は、労災保険制度により、二次健康診断給付及び特定保健指導が受けられます。(二次健康診断受診者数の推移をP21(グラフ32)、二次健康診断等給付の概要をP22に掲載)

表1 定期健康診断業種別項目別有所見率(平成29年)

区分 業 種	健康診断 実施 事業場数	受診者数	有所見者数	有所見率 (全国平均)	血中脂質	血 圧	血 糖	尿中糖	心電図
					有所見者(熊本)				
					有所見率(熊本)				
製 造 業	383	51,347	29,495	57.4% (52.6%)	14,755 35.0%	9,359 18.2%	6,055 14.5%	1,562 3.1%	3,997 10.8%
建 設 業	34	2,640	1,799	68.1% (62.5%)	1,042 40.9%	451 17.1%	465 18.2%	109 4.3%	292 11.8%
運 輸 交 通 業	99	6,553	4,503	68.7% (60.6%)	2,191 39.0%	1,683 25.7%	980 17.8%	446 6.7%	797 16.3%
商 業	182	13,247	7,872	59.4% (55.4%)	3,886 34.2%	2,192 16.6%	1,709 15.2%	392 3.0%	1,800 17.3%
保 健 衛 生 業	384	45,818	23,455	51.2% (50.9%)	12,093 29.8%	5,389 11.8%	3,560 8.8%	949 2.1%	3,488 11.1%
上 記 以 外 の 事 業	347	31,596	18,846	59.6% (54.7%)	9,729 35.1%	5,672 18.0%	3,994 14.4%	1,105 3.5%	3,001 12.0%
全 産 業 計	1,429	151,201	85,970	56.9% (54.1%)	43,696 33.6%	24,746 16.4%	16,763 13.0%	4,563 3.0%	13,375 12.1%

※① 有所見率の()内は、平成29年の全国平均である。
② 検査項目別有所見者内訳欄の有所見率(%)は、当該有所見者を実施者数で除して算出した。



グラフ2 業種別有所見率

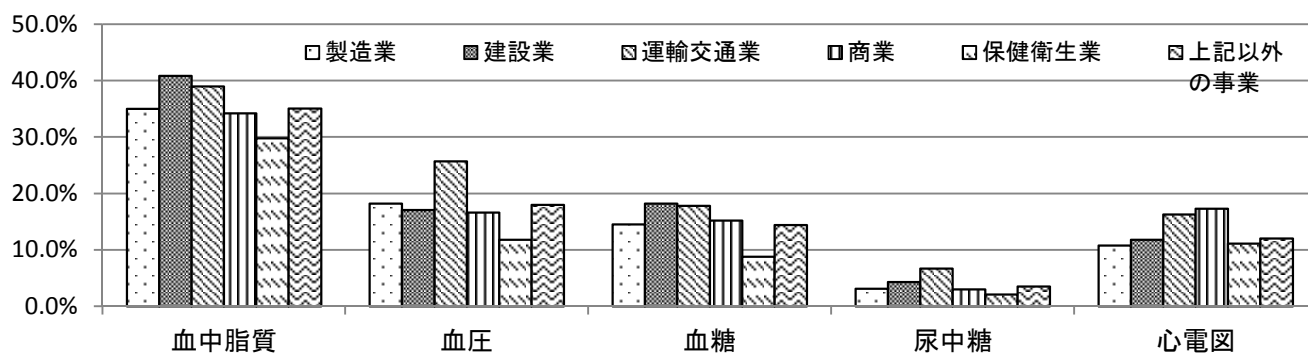


表2 熊本県の定期健康診断有所見率の推移(全業種)

	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
熊本県	53.6	53.5	54.4	55.3	54.8	54.5	55.6	56.1	57.8	56.9
全国平均	51.3	52.3	52.5	52.7	52.7	53.0	53.2	53.6	53.8	54.1
ポイント差	2.4	1.2	1.9	2.6	2.1	1.5	2.4	2.5	4.0	2.8

グラフ3

熊本県の健康診断有所見率の推移(全業種)

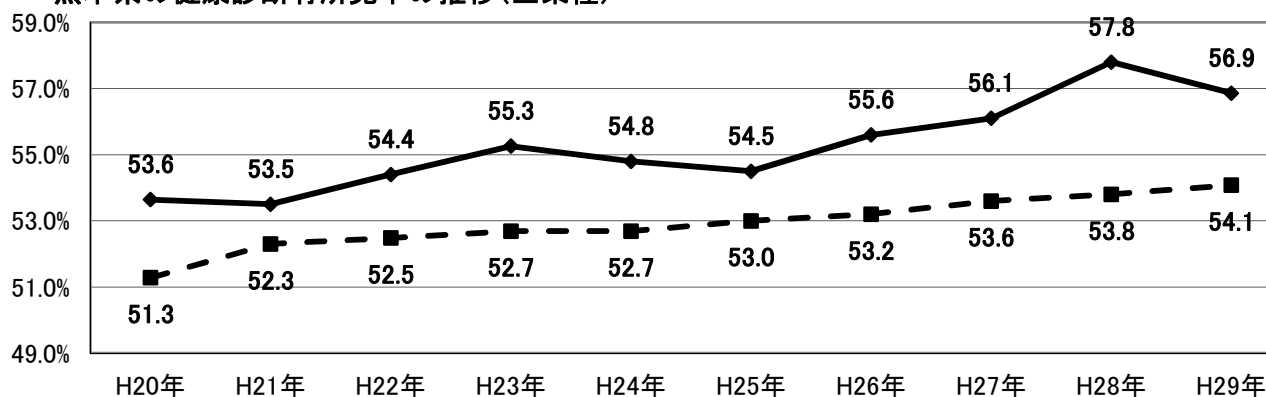
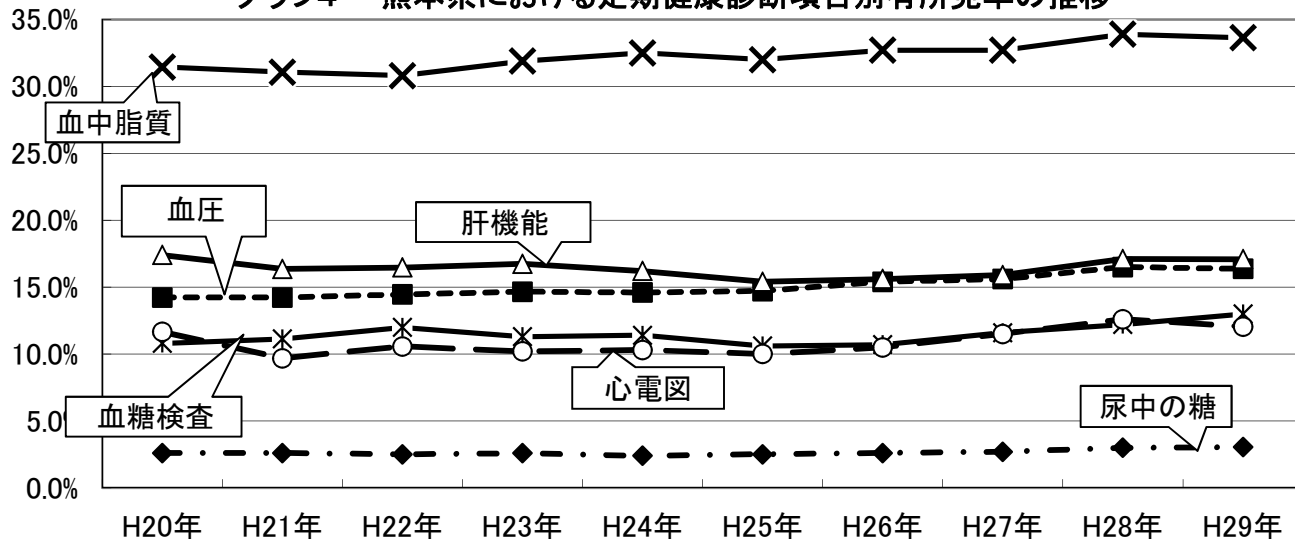


表3 熊本県における定期健康診断項目別有所見率の推移

	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
血中脂質	31.5	31.1	30.8	31.9	32.5	32.0	32.7	32.7	33.9	33.6
血圧	14.2	14.2	14.5	14.7	14.6	14.7	15.4	15.6	16.5	16.4
血糖検査	10.8	11.1	12.0	11.3	11.4	10.6	10.7	11.6	12.2	13.0
尿中の糖	2.6	2.6	2.5	2.6	2.4	2.5	2.6	2.7	3.0	3.0
心電図	11.7	9.7	10.6	10.2	10.3	10.0	10.5	11.5	12.6	12.1
肝機能	17.4	16.4	16.5	16.7	16.2	15.4	15.6	15.9	17.1	17.1

グラフ4 熊本県における定期健康診断項目別有所見率の推移



2 特殊健康診断の結果(特殊健康診断結果報告書より)

表4にある有機溶剤、石綿、じん肺等に関する健康診断を「特殊健康診断」と呼んでいます。

有機溶剤健康診断、特定化学物質健康診断、電離放射線健康診断、石綿健康診断において、有所見率が全国平均を上回っています。有機溶剤健康診断及び特定化学物質健康診断においては、肝機能に関する検査結果により、有所見率が上昇する傾向にあります。

また、石綿健康診断については、受診労働者数からして、全国平均との比較はできないと考えられます。

事業場においては、化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理を行うとともに、特殊健康診断結果に基づき産業医等の意見を聴取して、必要な健康対策を講ずる必要があります。

表4 特殊健康診断実施状況(平成29年)

	法 定 の 特 殊 健 康 診 断												
	有機溶 剤	鉛	特定化 学物質 等	電離放 射線	石 綿	じん肺	製造業				鉱 業	建設業	
							金属製 品製造	一般機械 器具製造	造船業	その他輸送 機械製造			
実 施 事業場数	435	29	262	190	25	255	224	81	25	26	14	16	14
受 診 労働者数	8,260	266	6,583	3,587	231	2,461	2,362	658	251	126	361	102	319
有所見者数	1,069	2	154	548	11	0	0	0	0	0	0	0	0
有所見率 熊本県	12.9%	0.8%	2.3%	15.3%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
有所見率 全国平均	6.0%	1.6%	1.6%	8.7%	1.0%	0.05%	0.02%	0.02%	0.00%	0.02%	0.01%	0.06%	0.09%

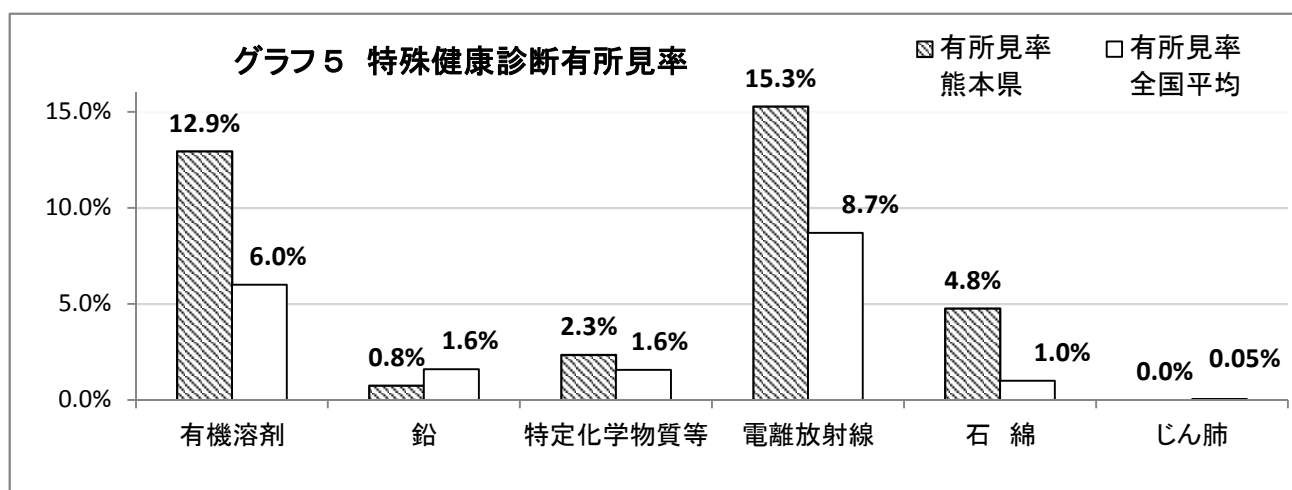


表5 有機溶剤健康診断における有所見率の詳細

	他覚所見	腎機能検査	貧血検査	肝機能検査	眼底検査	神経内科学的検査
熊本県	2.6%	4.4%	4.2%	16.7%	2.5%	0.4%
全国平均	1.9%	3.1%	3.6%	10.0%	4.5%	0.4%

表6 鉛健康診断における有所見率の詳細

	他覚所見	貧血検査	神経内科学的検査
熊本県	3.8%	3.5%	0.0%
全国平均	1.7%	1.9%	0.2%

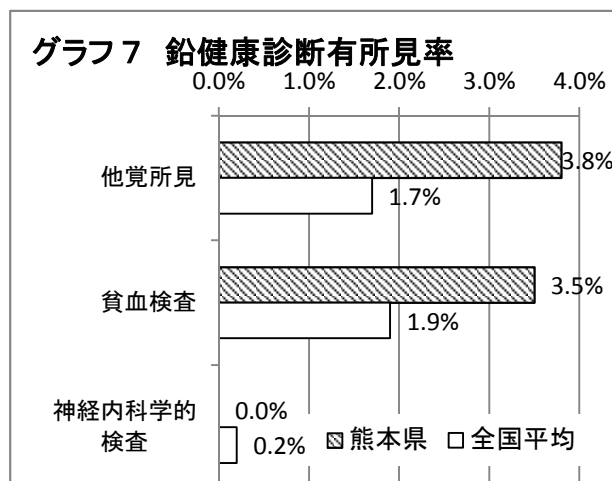
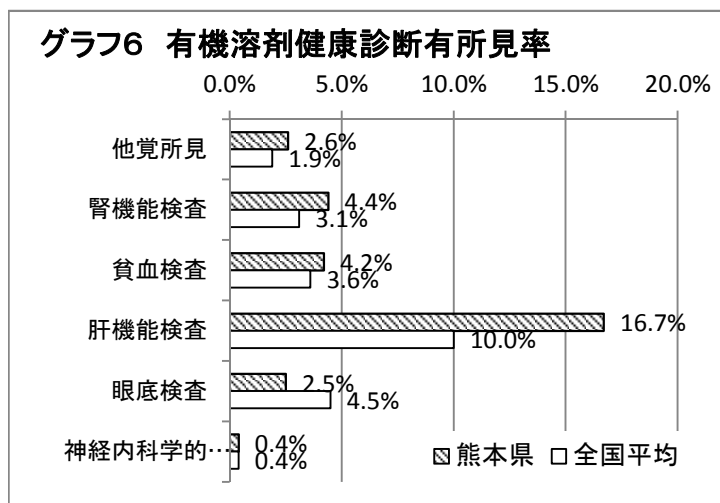


表7は指導勸奨による特殊健康診断結果です。厚生労働省が、職場における健康管理上、健康診断の実施が望ましいとする30種類の業務内容に対する健康診断結果を示したものです。

該当する業務内容(作業内容)がないか、一度確認してください。(21ページに業務内容の一覧を掲載)

表7 指導勸奨による特殊健康診断(熊本県)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実施事業場数	62	70	63	72	72	73	72	80	89	88	94
受診労働者数	8,237	9,202	8,407	7,645	7,774	8,132	6,892	7,304	7,122	7,426	8,526
受診率%	79.9%	71.3%	80.2%	77.1%	78.4%	73.7%	73.5%	74.3%	73.3%	76.3%	75.5%
有所見者数	790	1,085	977	1,113	1,008	1,006	970	792	782	907	915
有所見率%	9.6%	11.8%	11.6%	14.6%	13.0%	12.4%	14.1%	10.8%	11.0%	12.2%	10.7%

指導勸奨による健康診断の受診者数は長期的には増加傾向にありますが、残念ながら、その有所見率は高止まり傾向にあります。(グラフ8参照)

騒音作業、振動作業については、全国平均を上回る有所見率が確認されます。(グラフ9参照)

騒音については、騒音の低減(騒音源への対策)、騒音保護具(耳栓)の着用等の対策が必要となります。また、振動作業については、取り扱う振動工具に関し、日振動ばく露量A(8)の考え方に準拠した作業指針等により作業を進めることが有効と考えられます。

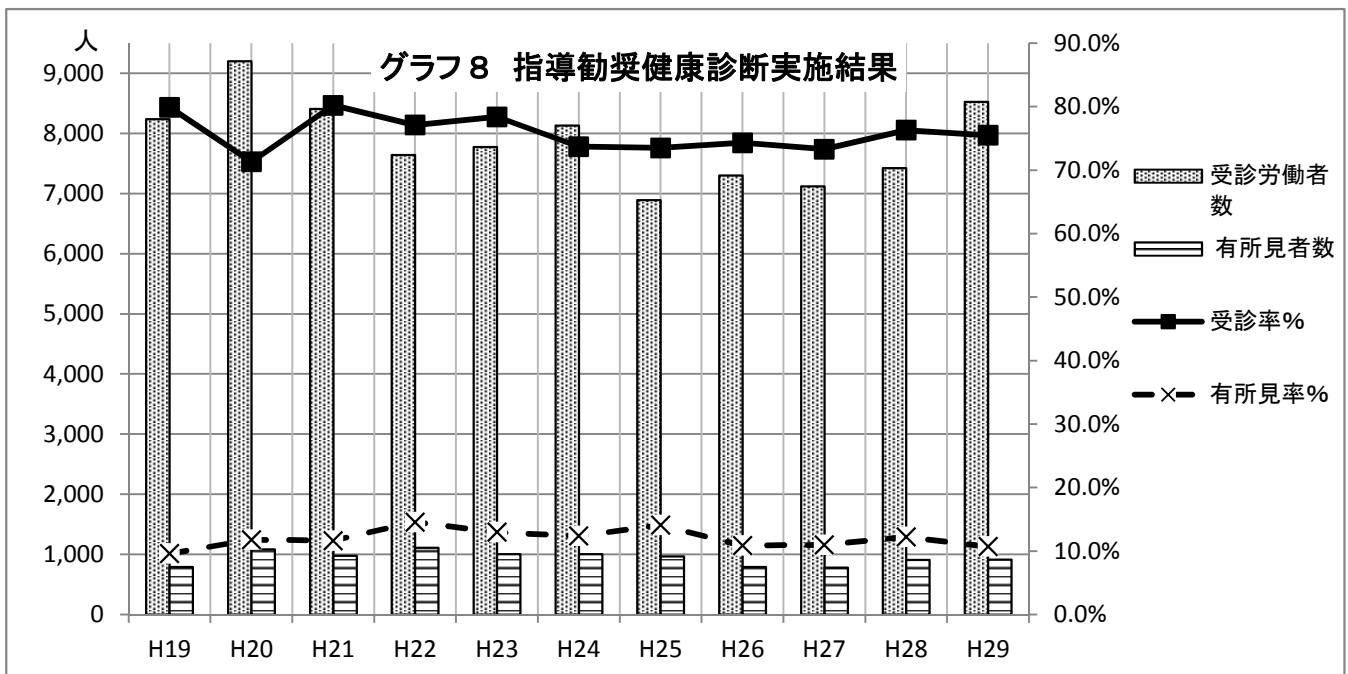
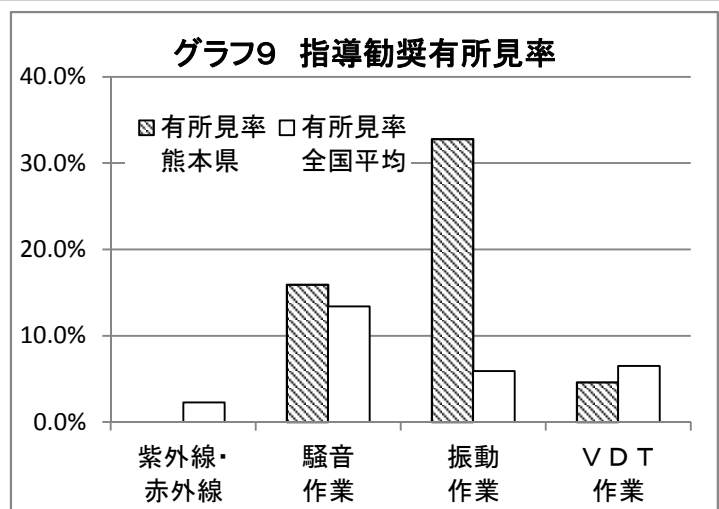


表8 行政指導による特殊健康診断(熊本県)

	紫外線・赤外線	騒音作業	振動作業	VDT作業
実施事業場数	11	33	13	19
受診労働者数	280	2,722	125	2,363
有所見者数	0	433	41	109
有所見率熊本県	0.0%	15.9%	32.8%	4.6%
有所見率全国平均	2.3%	13.4%	5.9%	6.5%



3 職業性疾病(労働者死傷病報告による)

職業性疾病とは、業務に起因して発症する疾病のことです。
例えば、災害性の腰痛、負傷に起因する疾病、有害物ばく露による中毒、異物侵入による眼疾患、騒音による難聴、暑熱な場所における熱中症、振動工具による振動障害、酸素濃度の低い場所での酸欠症などがあります。
熊本県における平成29年の職業性疾病による休業4日以上死傷者数は、全体で70件でした。最も多発している職業性疾病は腰痛症であり、平成25年6月に改正された「職場における腰痛予防対策指針」に基づく作業管理、運動指導等の徹底が望まれます。
また、熱中症については、休業4日以上死傷者数が平成29年に18人を記録しており、平成28年に続く多さとなっています。休業4日未満の分も含めた発生状況は7ページ以降で詳述します。

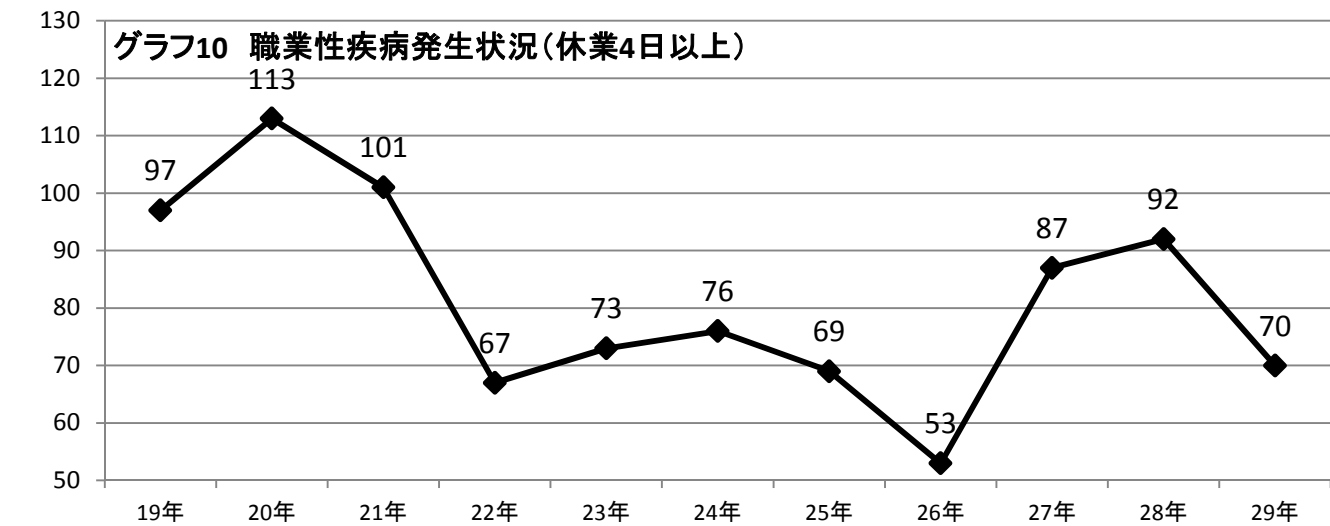
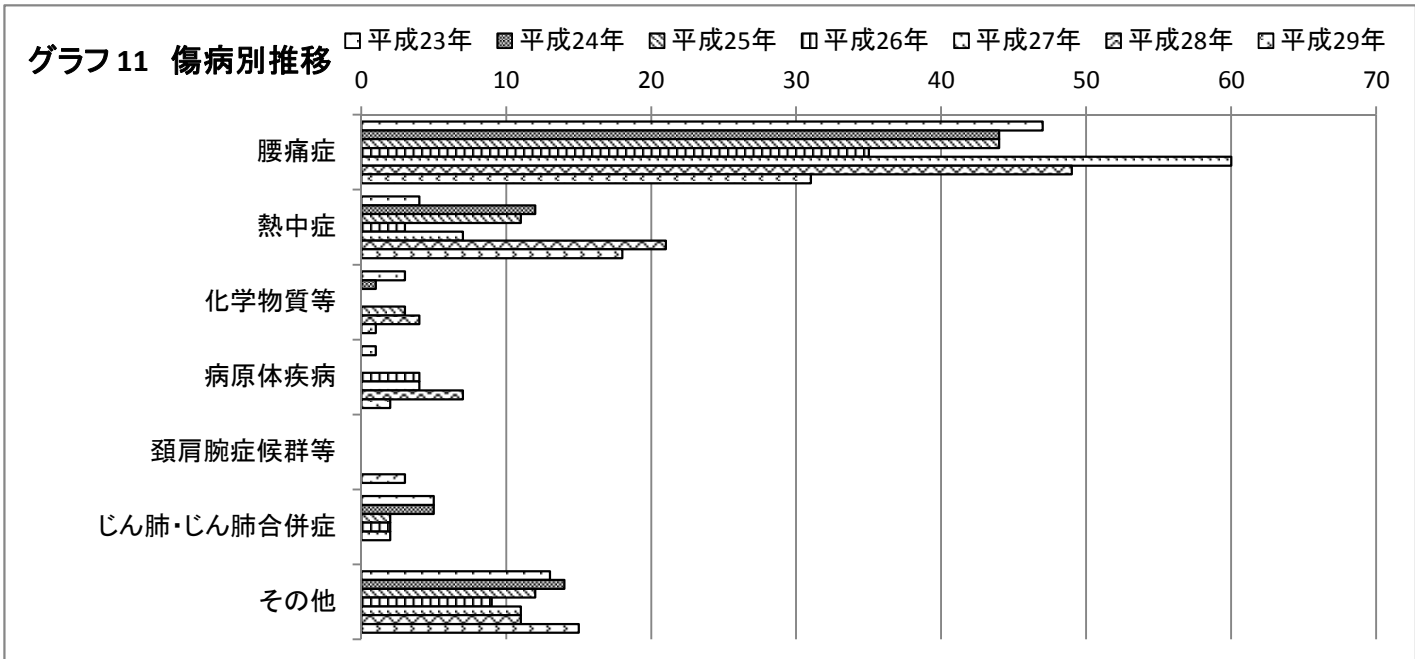


表9に、熊本県における休業4日以上の職業性疾病発生件数の内訳を示します。

表9 職業性疾病発生状況(労働者死傷病報告書より把握したもの)

	腰痛症	うち負傷に起因するもの	熱中症	化学物質等	病原体疾病	頸肩腕症候群等	じん肺・じん肺合併症	その他	計
平成23年	47	44	4	3	1	0	5	13	73
平成24年	44	38	12	1	0	0	5	14	76
平成25年	44	43	11	0	0	0	2	12	69
平成26年	35	32	3	0	4	0	2	9	53
平成27年	60	60	7	3	4	0	2	11	87
平成28年	49	49	21	4	7	0	0	11	92
平成29年	31	31	18	1	2	3	0	15	70



じん肺管理区分の決定状況

特定の粉じん作業に常時従事する労働者に対し、事業場は「じん肺健康診断」を定期的実施する必要があります。このじん肺健康診断の結果により、じん肺の所見があると診断された場合は、じん肺管理区分の決定申請を都道府県労働局長に行わなくてはなりません。

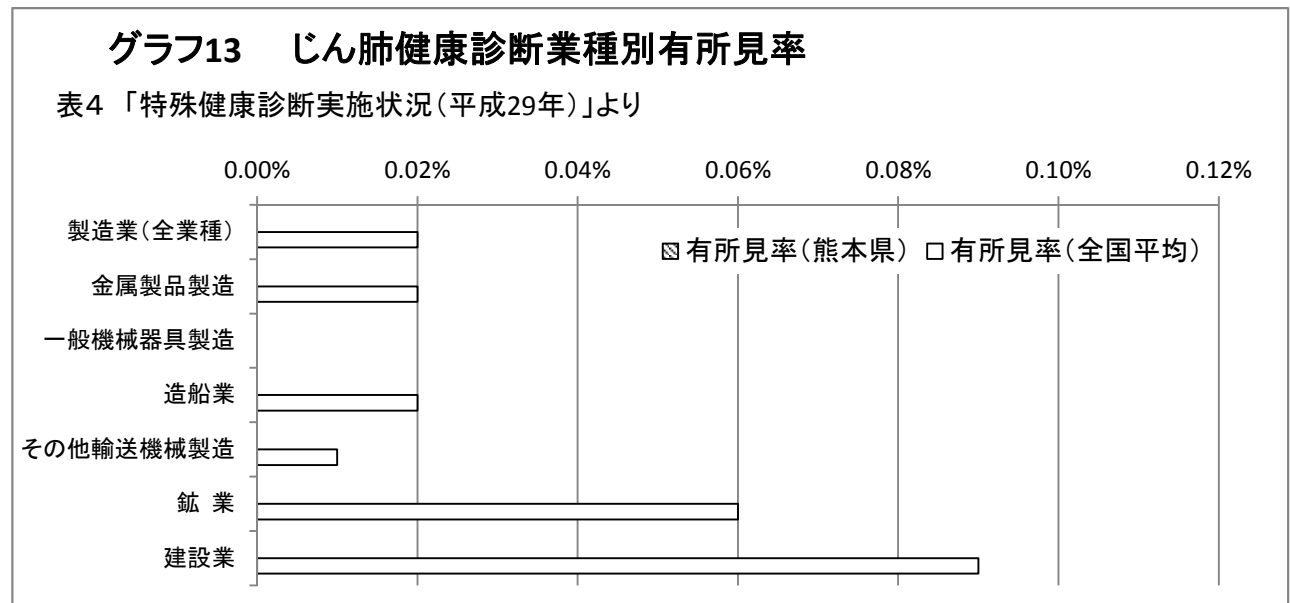
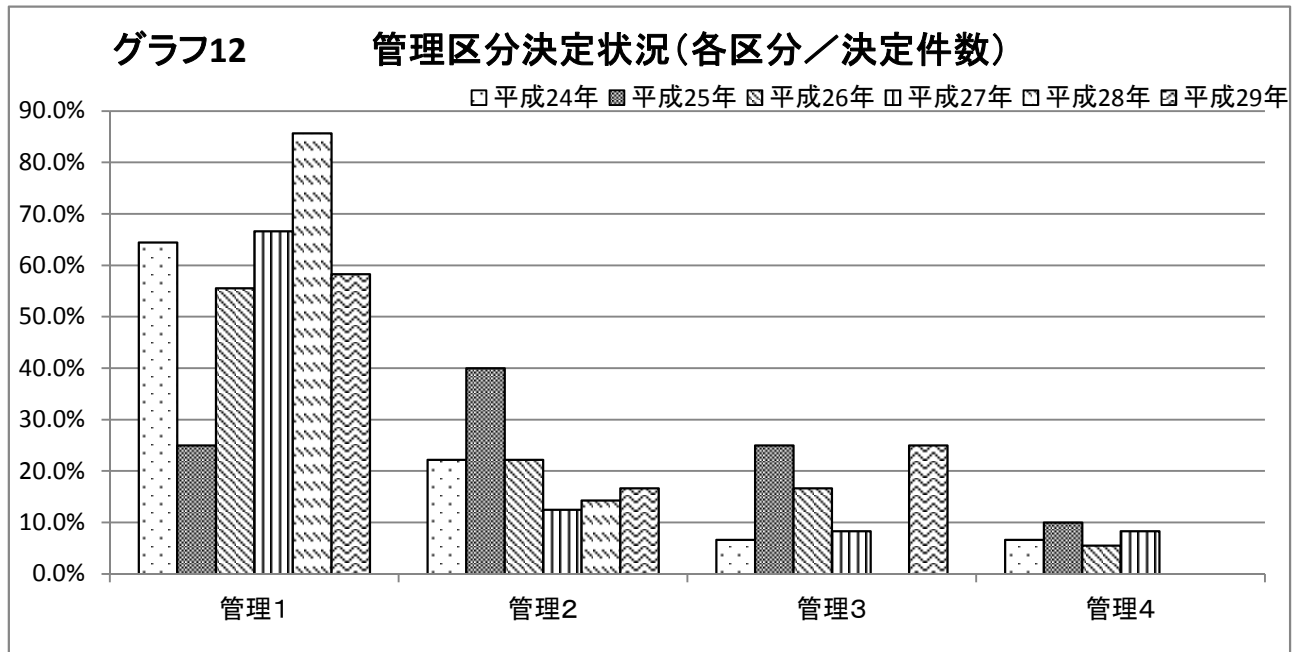
また、常時粉じん作業に従事していた労働者であった人は、いつでも、都道府県労働局長に対し、じん肺管理区分の決定申請を行うことができます。

じん肺管理区分は管理1から管理4までの区分があり、管理2以上が「じん肺の所見が認められるもの」となります。

じん肺は、粉じん等を吸引してから相当の年月が経過して発症するものです。症状が出現するまでの間は、作業時でも自覚症状がない場合が多いため、予防対策を怠りがちです。粉じん作業を行う場合には、粉じん発生源に対する湿潤化や局所排気装置の設置、呼吸用保護具の適切な着用などが重要となります。

表10 じん肺管理区分決定状況

	管理区分 決定件数	管理1	有所見者の内訳			有所見者 の合計
			管理2	管理3	管理4	
平成24年	45	29	10	3	3	16
平成25年	20	5	8	5	2	15
平成26年	18	10	4	3	1	8
平成27年	24	16	3	2	2	7
平成28年	14	12	2	0	0	2
平成29年	12	7	2	3	0	5



4 熱中症の発生状況

熊本県内における熱中症による労災請求件数は93件で前年(111件)より18件減少しています。しかし、今年の夏季は平年より気温が高く、熱中症の発症のリスクが高まりました。

発生時間帯をみると11時台での発生が最も多く、気温が高い10時台から16時台までの時間帯で多く発生していますが、8時台以前や18時以降の時間帯にも発生していること、また、屋内での発生割合が全体の34%あること等から、時間帯や場所にとらわれず対策をとることが必要です。

熱中症を予防するためには、暑さ指数(WBGT値)の低減が効果的です。暑さ指数は、人体の熱収支に影響の大きい湿度、輻射熱、気温の3つを取り入れた指標です。暑さ指数を低減させる方法としては、熱をさえぎる遮へい物の設置、直射日光・照り返しをさえぎる簡易な屋根等の設置、通風・冷房の設備の設置が挙げられます。

しかし、建設現場など日中、炎天下の高温多湿場所で作業することが避けられず、暑さ指数の低減対策が困難である場合には、①管理・監督者が頻繁に巡視を行い確認する、水分・塩分の摂取確認表を作成する又は朝礼等の際に注意喚起を行う等により、作業者に、自覚症状の有無に関わらず水分・塩分を定期的に摂取させる ②暑さ指数について、随時計測を行うほか、予報値等にも留意し、暑さ指数が28℃を超えるおそれがある場合等には、必要に応じ作業計画の見直し等を行うこと ③高温多湿作業場所で初めて作業する作業者に対しては、徐々に熱に慣れさせる期間(順化期間)を設けること等が特に大切です。

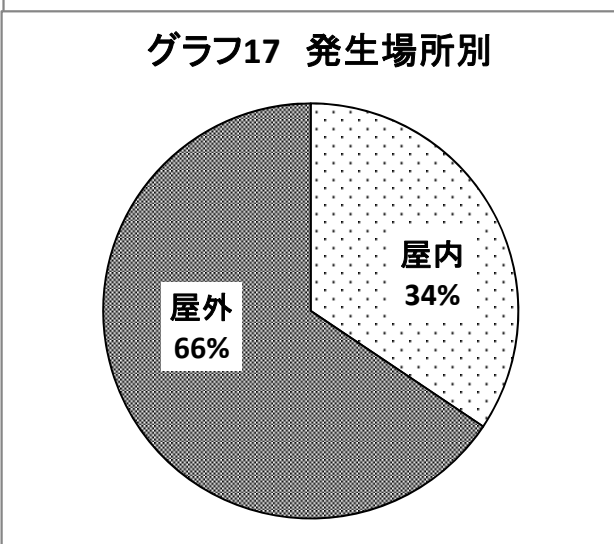
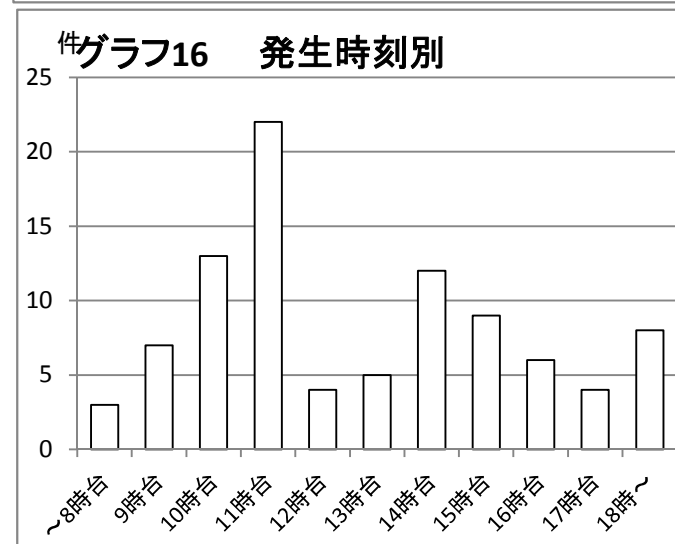
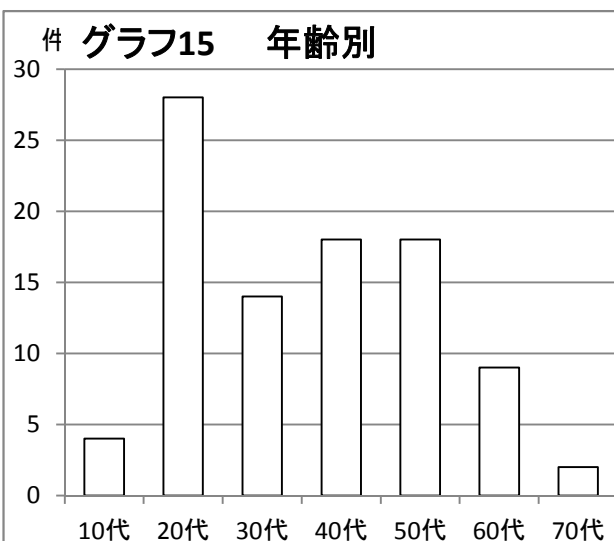
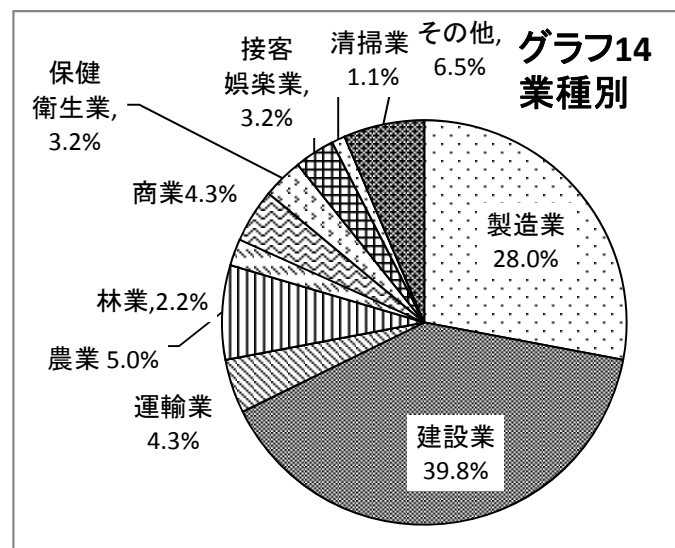
表11 平成29年における熱中症による労災請求件数の内訳(熊本県)

業種	製造業	建設業	運輸業	郵便業	農業	林業	商業	保健衛生業	接客娯楽業	清掃業	警備業	その他	合計
件数	26	37	4	0	7	2	4	3	3	1	0	6	93

年齢	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
件数	4	28	14	18	18	9	2	93

時間	～8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時～	合計
件数	3	7	13	22	4	5	12	9	6	4	8	93

場所	屋内	屋外	合計
件数	32	61	93



次の表12～15及びグラフ18～22は、職業性疾病と決定された熱中症の中でも比較的症状の重い休業4日以上（死亡災害を含む）に限った最近10年間（平成20年～平成29年）の発生状況を示しています。

表12 熱中症による休業4日以上災害発生件数の推移（熊本県）（労働者死傷病報告による）

	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	合計
発 生 件 数	3	4	7	4	12	11	3	7	21	18	90
う ち 死 亡	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	4

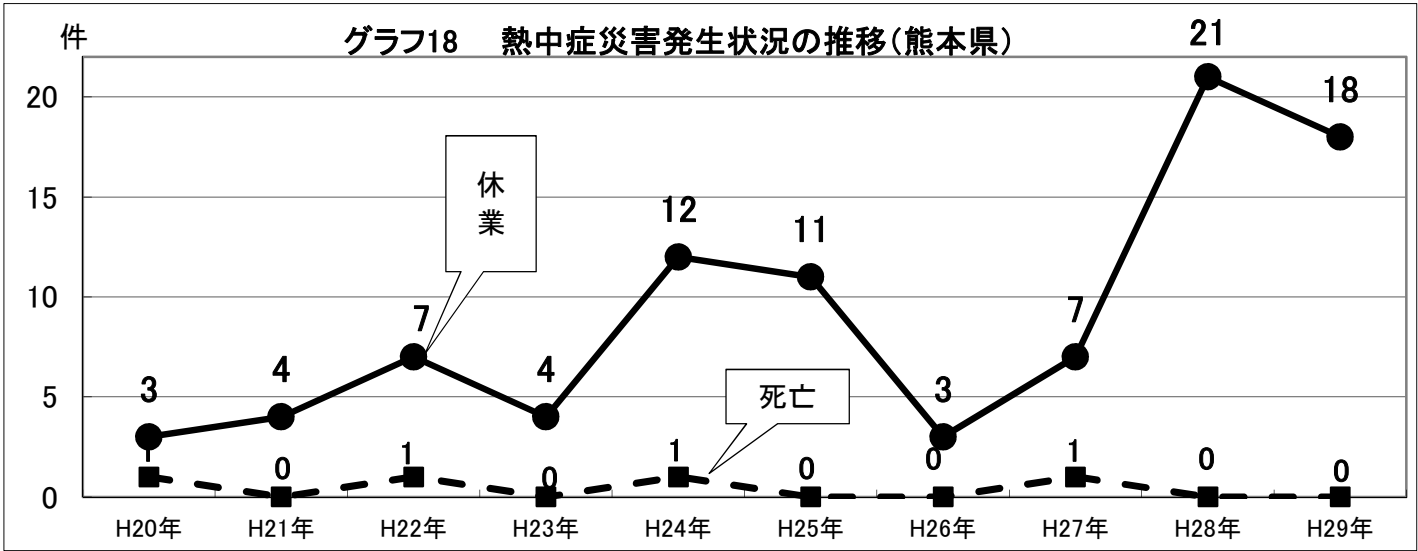


表13 月別発生状況及び業種別発生状況（H20年～H29年 熊本県）

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	製造業	建設業	運輸 交通業	ゴルフ 場業	警備業	その他
休業(4日以上)	3	3	38	40	5	1	13	32	10	2	5	28
死 亡 災 害	0	0	2	2	0	0	0	2	1	0	0	1

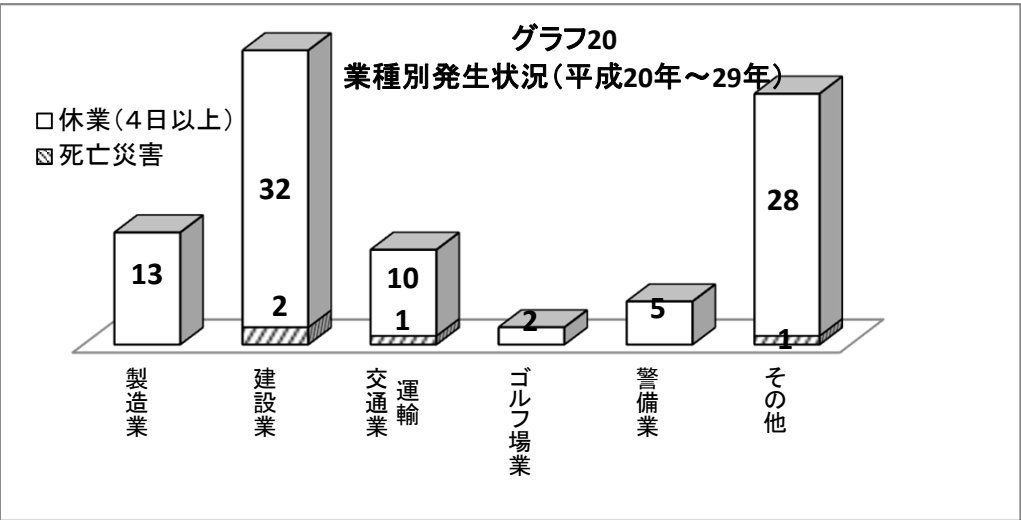
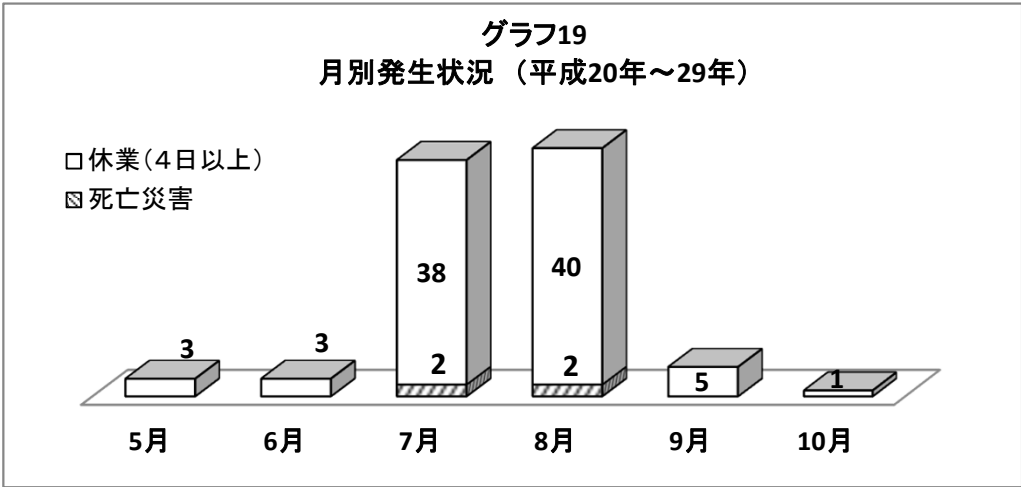
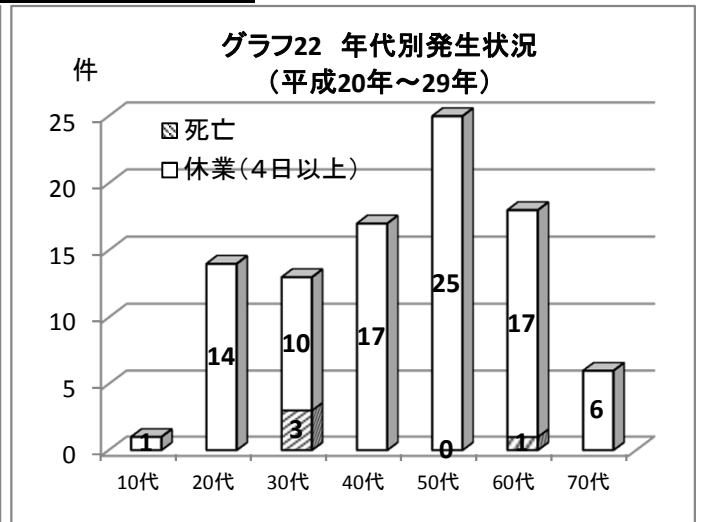
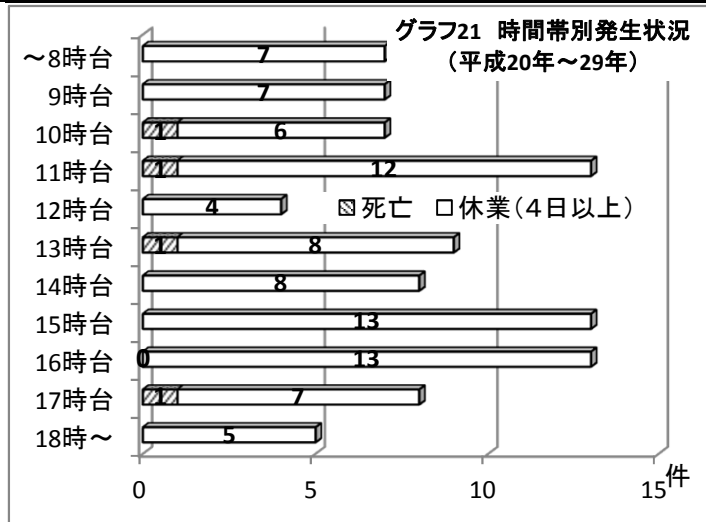


表14 時間帯別発生状況(熊本県内休業4日以上 平成20年～平成29年)

	～8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時～
休業(4日以上)	7	7	6	12	4	8	8	13	13	7	5
死亡	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0

表15 年代別発生状況(熊本県内休業4日以上 平成20年～平成29年)

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代
休業(4日以上)	1	14	10	17	25	17	6
死亡	0	0	3	0	0	1	0



以下に、全国の熱中症による死亡災害の発生状況を示します。

表16 熱中症による死亡災害の発生状況 全国

	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
発生件数	18	17	8	47	18	21	30	12	29	12	14

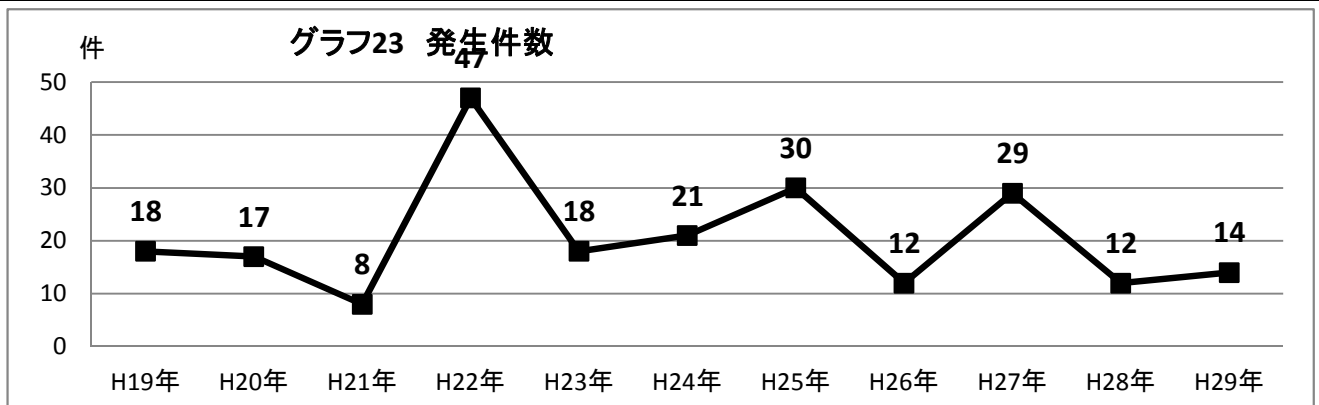
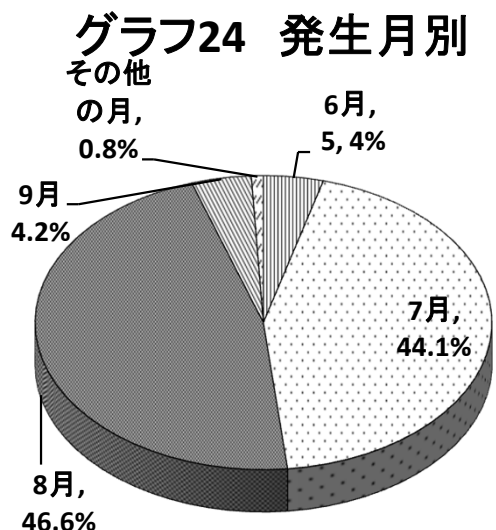


表17 熱中症による死亡災害月別発生状況(平成24年～29年) 全国

	6月	7月	8月	9月	その他の月	計
平成24年		11	9	1		21
平成25年	1	14	14		1	30
平成26年		6	5	1		12
平成27年	2	10	16	1		29
平成28年	2	2	6	2		12
平成29年		9	5			14
計	5	52	55	5	1	118



5 脳血管疾患及び虚血性心疾患並びに精神障害等の労災請求状況

全国的にみると、脳・心臓疾患の請求件数は平成23年度から減少傾向にありましたが、平成27年度に増加に転じ、平成29年度は840件と前年より15件増加しています。

熊本県内における脳・心臓疾患事案及び精神障害等の請求事案は、10～20件の間で増減を繰り返しており、減少傾向は見られません。

表20 脳・心臓疾患(過労死等)事案の労災請求状況

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
請求件数 全 国	889	767	802	898	842	784	763	795	825	840
認定件数 全 国	377	293	285	310	338	306	277	251	260	253
請求件数 熊 本 県	10	18	14	15	12	6	12	6	13	14
認定件数 熊 本 県	5	9	7	4	5	1	2	4	5	6

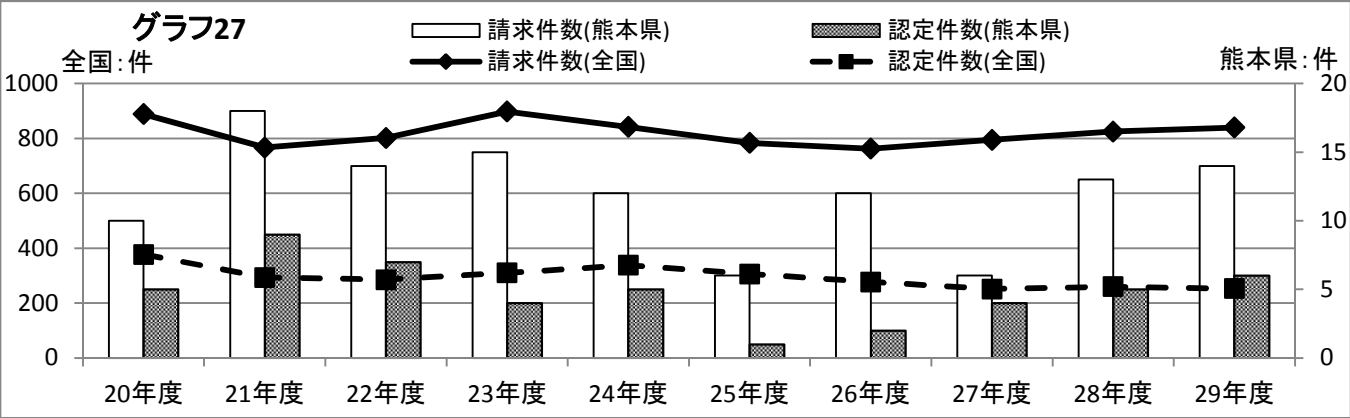
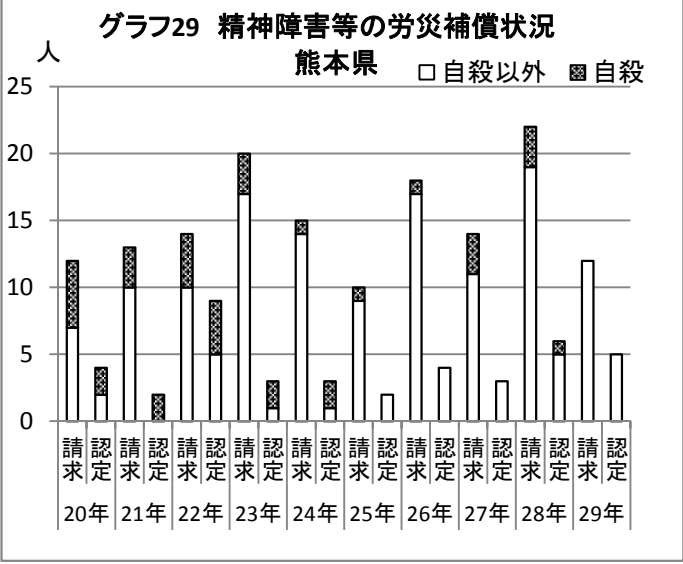
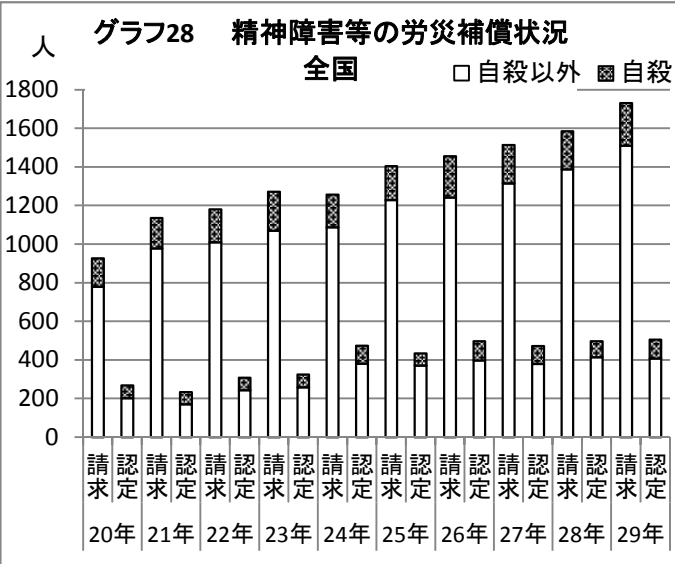


表21 精神障害等の労災補償状況

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
請求件数 全 国	927	1,136	1,181	1,272	1,257	1,409	1,456	1,515	1,586	1,732
うち自殺 全 国	148	157	171	202	169	177	213	199	198	221
認定件数 全 国	269	234	308	325	475	436	497	472	498	506
うち自殺 全 国	66	63	65	66	93	63	99	93	84	98
請求件数 熊 本 県	12	13	14	20	15	10	18	14	22	12
うち自殺 熊 本 県	5	3	4	3	1	1	1	3	3	0
認定件数 熊 本 県	4	2	9	3	3	2	4	3	6	5
うち自殺 熊 本 県	2	2	4	2	2	0	0	0	1	0



6 熊本県における自殺者数の推移

平成29年における全国の自殺者数は、21,321人（資料：警察庁「平成29年における自殺の概要資料」）となり、一時期（平成9年から23年まで）は、年間3万人を超えていましたが、平成24年以降自殺者は序々に減少しています。

また、熊本県内においても自殺者数は減少傾向にはありますが、平成29年は287人が亡くなられ、健康問題を原因とする割合が最も高くなっています。

表22 熊本県における自殺者数の推移

資料：警察庁「平成29年中における自殺の概要資料」

	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
被 雇 用 者	102	131	127	103	131	76	90	108	79	86
総 自 殺 者 数	468	484	471	441	448	376	340	375	336	287
被雇用者の割合	21.8%	27.1%	27.0%	23.4%	29.2%	20.2%	26.5%	28.8%	23.5%	30.0%

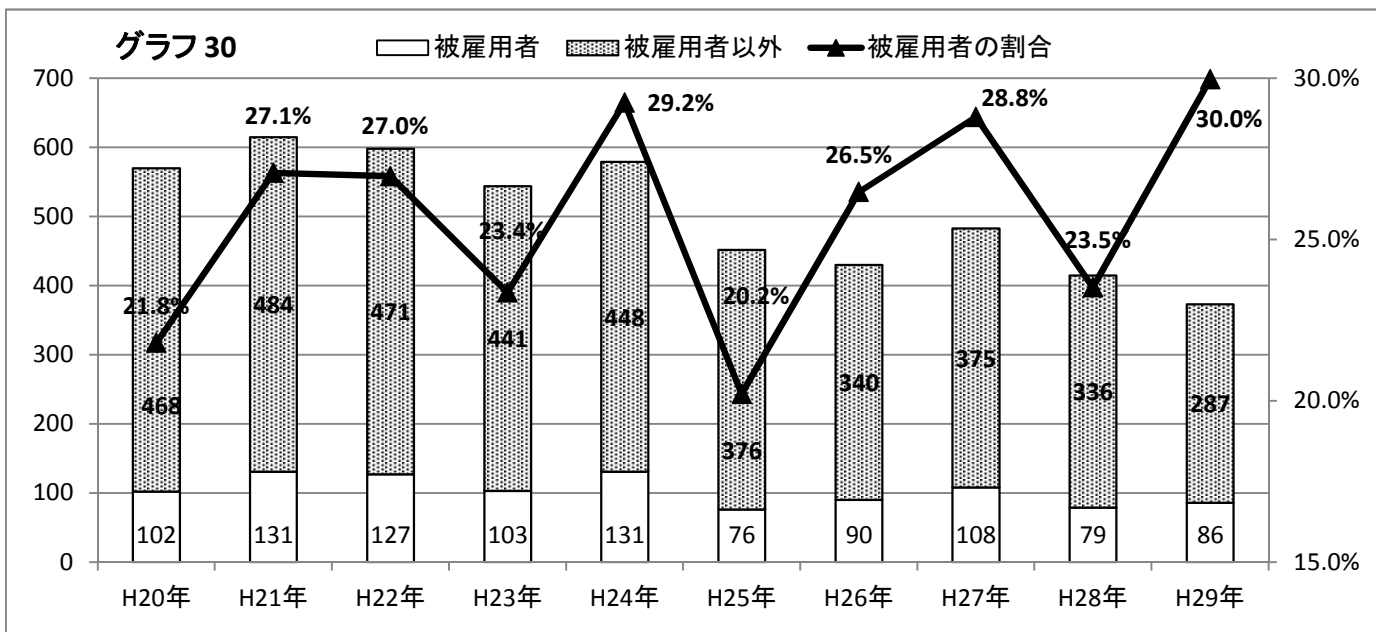
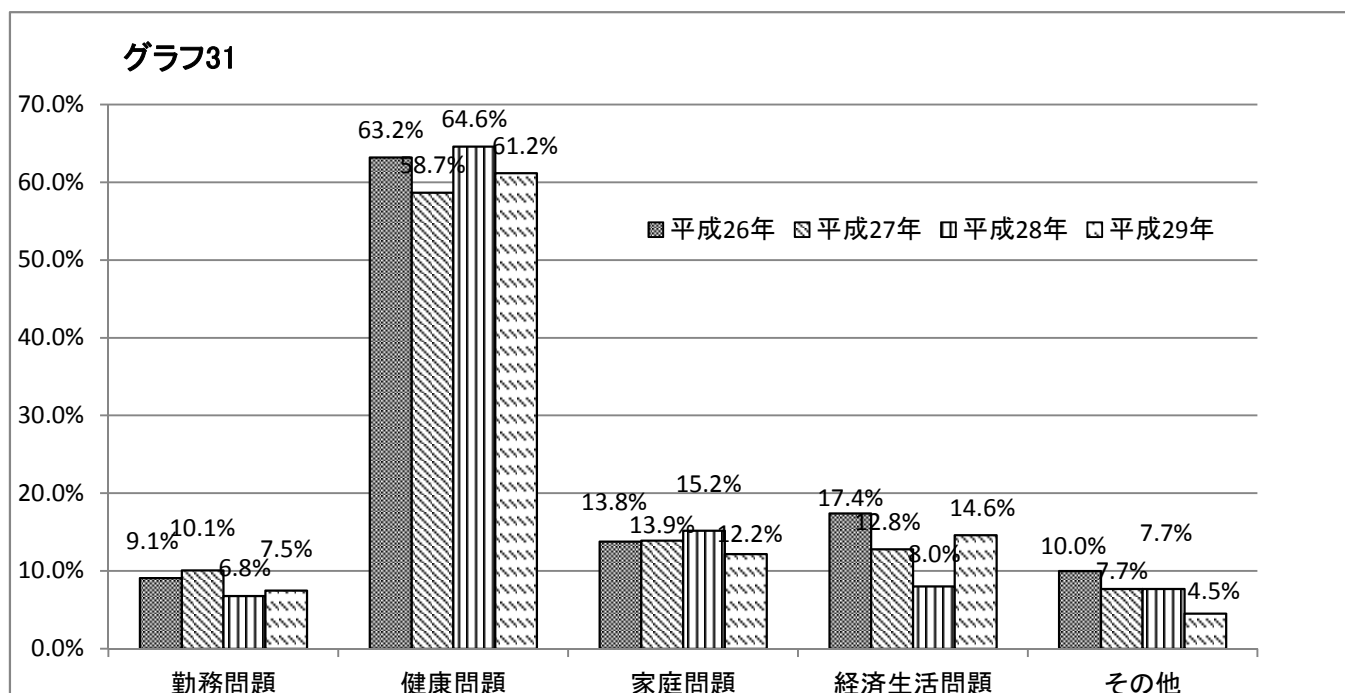


表23 熊本県における自殺者の原因の割合

	勤務問題	健康問題	家庭問題	経済生活問題	その他
平成26年	9.1%	63.2%	13.8%	17.4%	10.0%
平成27年	10.1%	58.7%	13.9%	12.8%	7.7%
平成28年	6.8%	64.6%	15.2%	8.0%	7.7%
平成29年	7.5%	61.2%	12.2%	14.6%	4.5%

自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者1人につき3つまで計上可能としたため、本調査項目の比と自殺者数内訳とは一致しない。



7 治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立のため企業にできる支援があります。

それまで健康だった人が、疾病を発症して治療が必要になると、中には、発症前の勤務形態では働けなくなることがあります。

また、治療に要する期間は、疾病の種類などによって長さが異なりますが、働きながら治療をしたい人と、労働者を雇用している事業主にとっては、これらをいかに両立させるかは重要な課題です。

経営トップが、働き方や職場環境の整備に取り組んでいく必要があります。

また、治療を継続しながら働くということを可能にするためには、人事労務担当者、産業保健スタッフ及び共に働く上司や同僚の理解が必要不可欠です。更には、主治医と産業医・産業保健スタッフが連携して、治療を継続しながら働き続けられる職場を実現することが求められます。

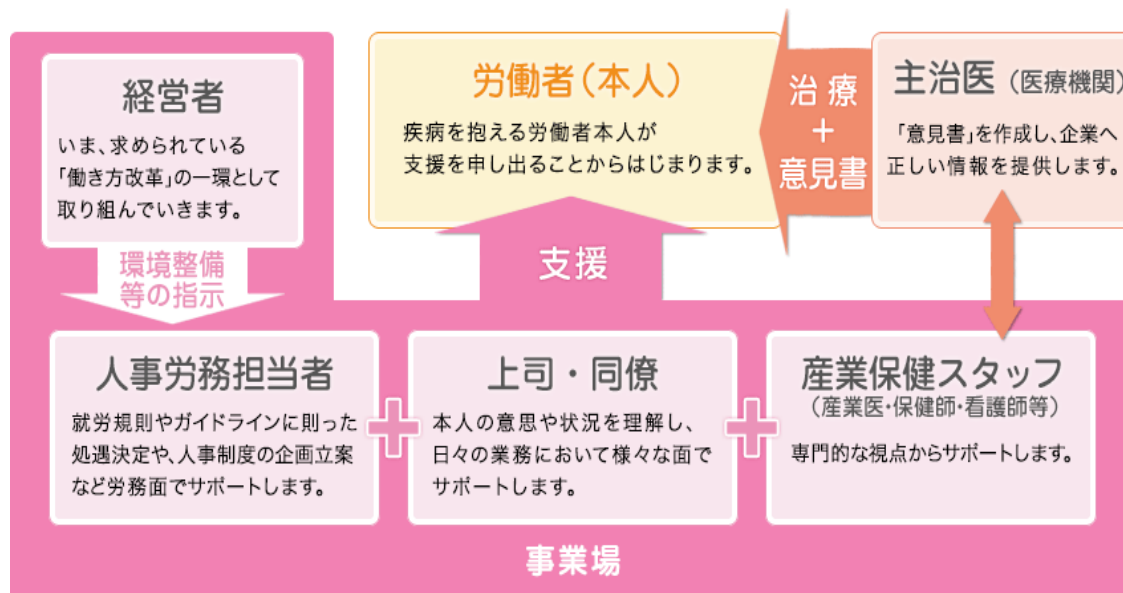
厚生労働省が平成28年2月に公表した「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」には、両立支援にあたっての留意事項や準備事項、支援の進め方が示されています。

ガイドラインには、利用可能な支援制度・支援機関も記載されていますので、ぜひご活用ください。

職場が治療と仕事の両立を支援するには、就労上の留意点や必要な配慮等に係る情報が必要となります。本人の同意を得て、主治医と産業医、産業保健スタッフが連携して、どのような支援を行うのか経営トップを含めて具体的に検討し、実行に移すことが必要です。

ガイドラインは最寄の労働基準監督署又は熊本労働局にあります。無料ですのでご入用の旨ご連絡ください。

労働者本人・関係者間の連携が重要です。



熊本県地域両立支援推進チームを構成し、治療と仕事の両立支援について普及啓発を行っています。

構成機関・団体(順不同)

- 熊本労働局(健康安全課、職業安定課、職業対策課、雇用環境・均等室)
- 熊本県健康づくり推進課 ○熊本県認知症対策・地域ケア課
- 熊本県医師会 ○熊本県経営者協会 ○熊本県労働基準協会
- 熊本県医療ソーシャルワーカー協会 ○熊本産業保健総合支援センター
- 日本キャリア開発協会 ○労働者健康安全機構熊本労災病院
- 日本労働組合総連合会熊本県連合会 ○日本産業カウンセラー協会九州支部
- 熊本県社会保険労務士会 ○国立病院機構 熊本医療センター

8 メンタルヘルス対策

10、11ページの自殺問題や精神障害による労災請求状況でみたとおり、職場におけるメンタルヘルス対策が重要な事項となっています。熊本労働局への労働者からの労働相談（総合労働相談）においても、平成29年度における民事上の個別労働紛争相談延件数2,588件のうち「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が698件にのぼり、全相談件数の20.0%を占めています。

厚生労働省は、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（メンタルヘルス指針、平成18年3月策定）を定め、職場のメンタルヘルス対策を推進していましたが、平成27年12月1日から改正労働安全衛生法が施行され、常時使用する労働者に対して、医師、保健師等によるストレスチェックの実施が義務づけられました。（労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務です。）

（1）労働者の心の健康の保持増進のための指針のあらまし

1. 趣旨

本指針は、労働安全衛生法第70条の2第1項の規定に基づき、同法第69条第1項の措置の適切かつ有効な実施を図るための指針として、事業場において事業者が講ずるよう努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置（以下「メンタルヘルスカケア」という。）が適切かつ有効に実施されるよう、メンタルヘルスカケアの原則的な実施方法について定めるものです。【指針：1】

労働安全衛生法

第69条 事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努めなければならない。

2. メンタルヘルスカケアの基本的考え方

事業者は、自らがストレスチェック制度を含めた事業場におけるメンタルヘルスカケアを積極的に推進することを表明するとともに、衛生委員会等において十分調査審議を行い、「心の健康づくり計画」やストレスチェック制度の実施方法等に関する規程を策定する必要があります。

また、その実施に当たってはストレスチェック制度[※]の活用や職場環境等の改善を通じて、メンタルヘルス不調を未然に防止する「一次予防」、メンタルヘルス不調を早期に発見し、適切な措置を行う「二次予防」及びメンタルヘルス不調となった労働者の職場復帰を支援等を行う「三次予防」が円滑に行われるようにする必要があります。これらの取組みにおいては教育研修・情報提供を行い、「4つのケア」を効果的に推進し、職場環境等の改善、メンタルヘルス不調への対応、休業者の職場復帰のための支援等が円滑に行われるようにする必要があります。

さらに、メンタルヘルスカケアを推進するに当たっては、次の事項に留意してください。【指針：2】

心の健康問題の特性

心の健康については、その評価には、本人から心身の状況の情報を取得する必要がある。さらに、心の健康問題の発生過程には個人差が大きい。そのため、そのプロセスの把握が困難です。また、すべての労働者が心の問題を抱える可能性があるにもかかわらず、心の健康問題を抱える労働者に対して、健康問題以外の観点から評価が行われる傾向が強いという問題があります。【指針：2-①】

労働者の個人情報の保護への配慮

メンタルヘルスカケアを進めるに当たっては、健康情報を含む労働者の個人情報の保護及び労働者の意思の尊重に留意することが重要です。心の健康に関する情報の収集及び利用に当たっては、労働者の個人情報の保護への配慮は、労働者が安心してメンタルヘルスカケアに参加できること、ひいてはメンタルヘルスカケアがより効果的に推進されるための条件です。【指針：2-②】

留意事項

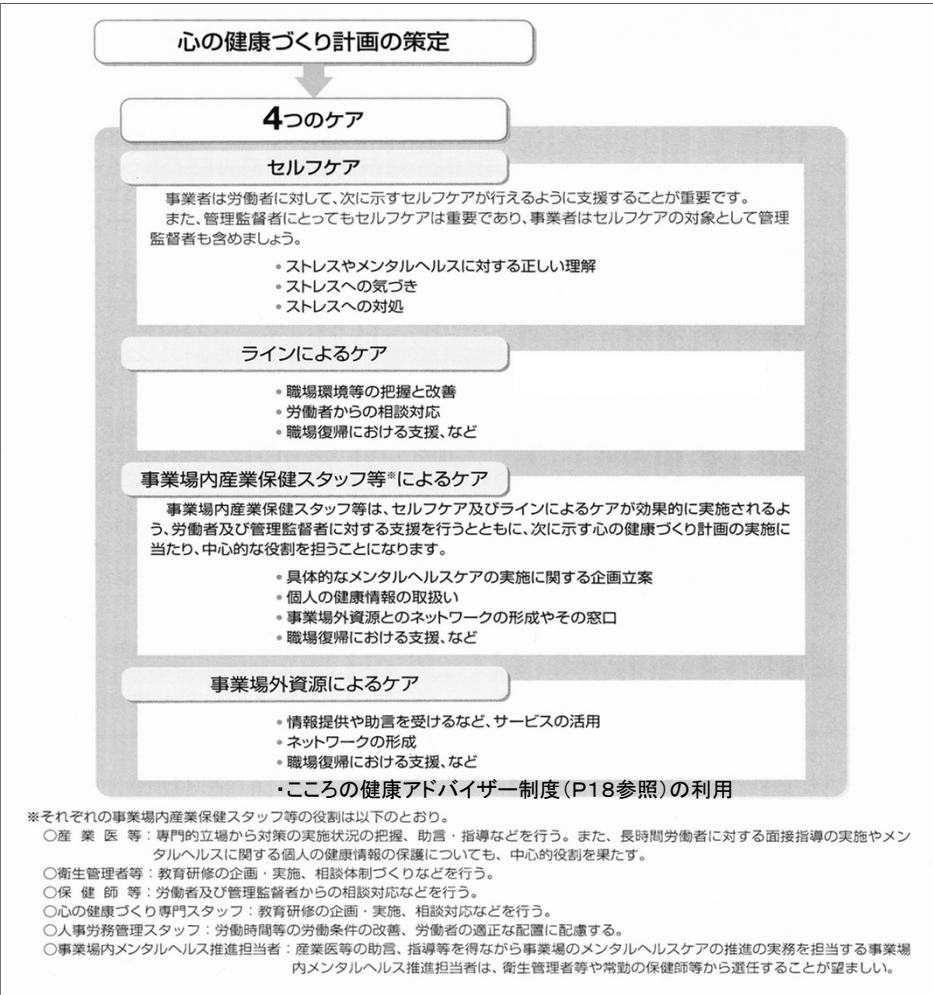
人事労務管理との関係

労働者の心の健康は、職場配置、人事異動、職場の組織等の人事労務管理と密接に関係する要因によって、より大きな影響を受けます。メンタルヘルスカケアは、人事労務管理と連携しなければ、適切に進まない場合が多くあります。【指針：2-③】

家庭・個人生活等の職場以外の問題

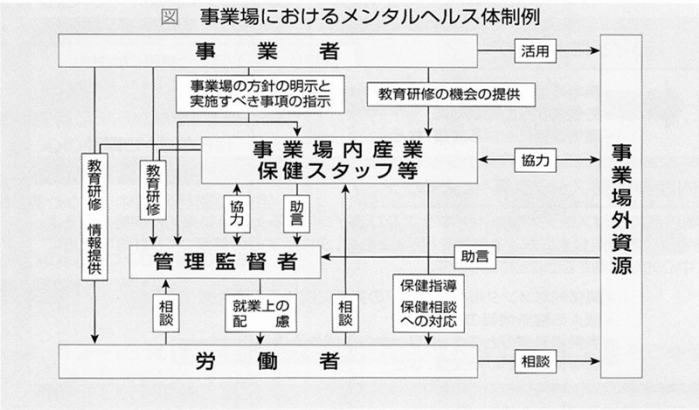
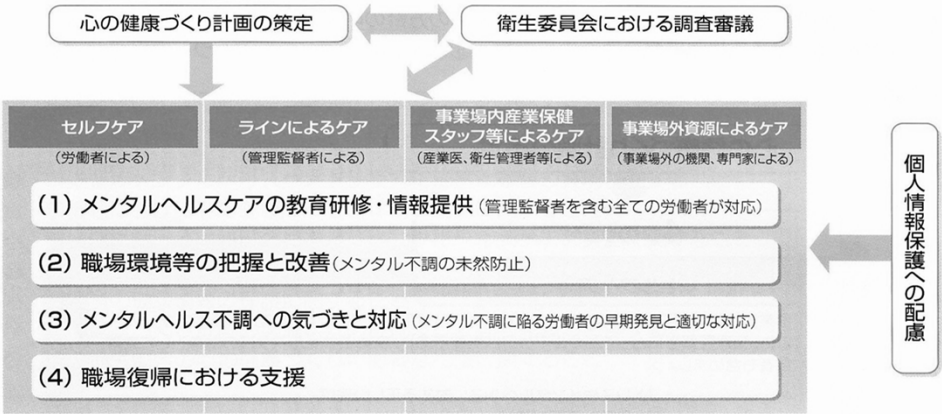
心の健康問題は、職場のストレス要因のみならず家庭・個人生活等の職場外のストレス要因の影響を受けている場合も多くあります。また、個人の要因等も心の健康問題に影響を与え、これらは複雑に関係し、相互に影響し合う場合が多くあります。【指針：2-④】

3. 4つのメンタルヘルスケア



4. メンタルヘルスケアの具体的進め方

上記3の4つのケアが適切に実施されるよう、事業場内の関係者が相互に連携し、以下の取組みを積極的に推進することが効果的です。



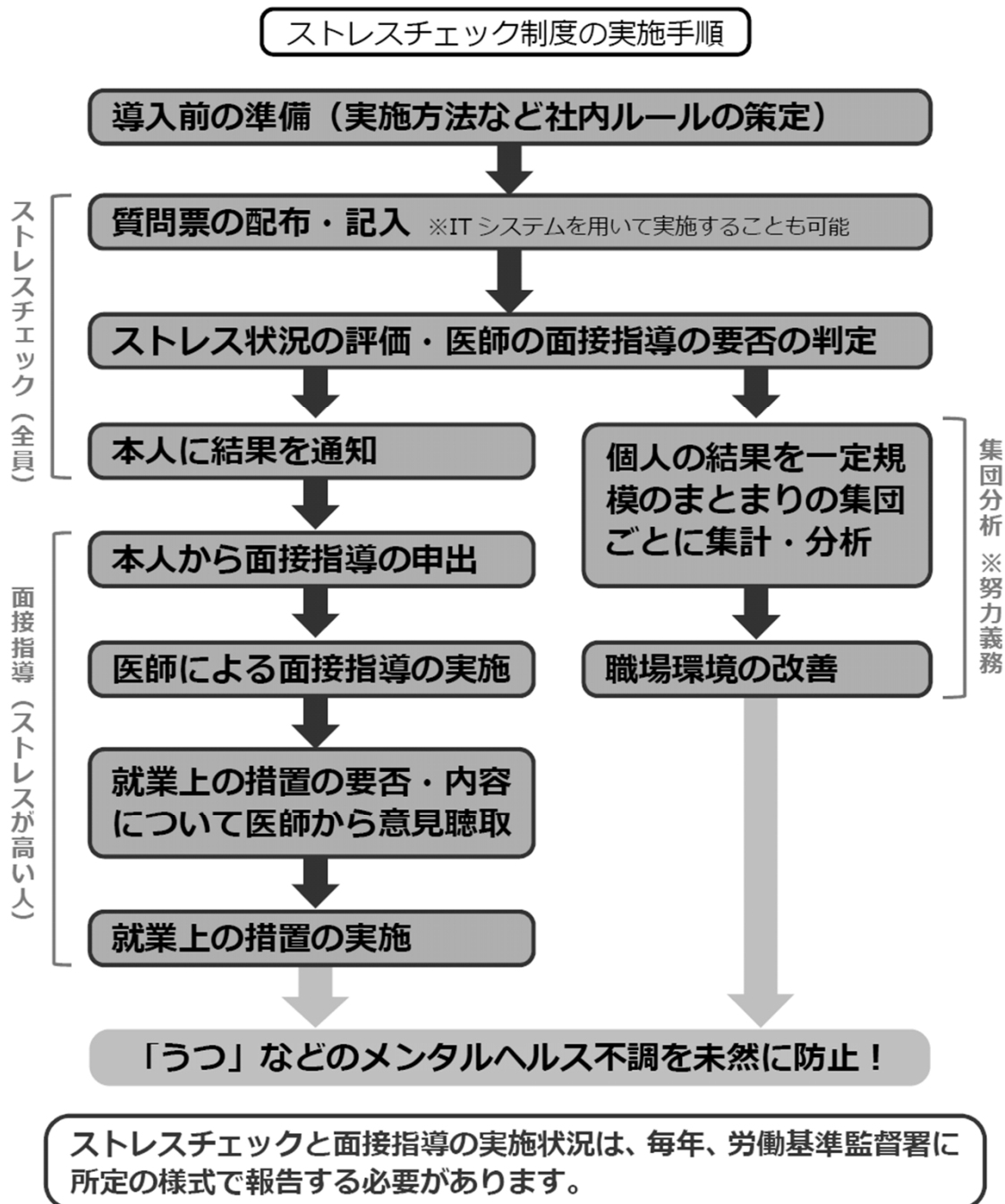
(2) ストレスチェック制度について

ストレスチェック制度は、労働者が自分のストレスの状態を知ること、ストレスをためすぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は、医師の面接指導を受けて助言してもらったり、会社側に仕事の軽減などの措置を実施してもらったり、職場の改善につなげたりすることで、「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みです。

具体的には、ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる検査です。

労働者が50人以上いる事業場では、毎年1回この検査を全ての労働者に実施することが義務づけられました。

ストレスチェック制度（準備から事後措置まで）の実施手順は下記のとおりです。



1 ストレスチェック導入前の準備

- 会社として「メンタルヘルス不調の未然防止のためのストレスチェック制度を実施する」旨の方針を示す。
- 事業場の衛生委員会で、ストレスチェック制度の実施方法などを協議する。
- 話し合いで決めたことを社内規定で明文化し、全ての労働者に周知する。
- 実施体制・役割分担を決める。

2 ストレスチェックの実施

- 調査票を配布し、記入してもらう
 - ① ストレスの原因に関する項目
 - ② ストレスによる心身の自覚症状に関する項目
 - ③ 労働者に対する周囲のサポートに関する項目以上の3項目を含む調査票でなければならない。なお、国は57項目の調査票の使用を推奨している。
- ④ ストレスチェックの**実施者となれる者は、医師、保健師、及び法定の研修を終了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士及び公認心理師に限られる。**
- ⑤ **解雇、昇進、又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者(人事権者)はストレスチェックの実施者にはなれない。**
- 調査票の回収、記入の確認、データ入力
 - ① 記入済みの調査票は、実施者、及び補助を行う実施事務従事者**（人事権者は従事不可）**が回収する。
 - ② 第三者、人事権を持つ職員は記入・入力後調査票を閲覧できない。
 - ③ 回収した調査票を基に、医師等の実施者がストレスの程度を評価し、高ストレスで医師の面接指導が必要な者を選ぶ。
- **ストレスチェックの結果は実施者(または補助をする実施事務従事者)から直接本人に通知されます。事業主への結果通知は、結果通知後に本人の同意がなければできない。**
- ストレスチェックの結果は、**実施者(または補助をする実施事務従事者)が保存する。**
企業内のキャビネットやサーバー内に保管することも可能であるが、第三者に閲覧されないよう実施者による鍵やパスワードの管理が必要である。

3 面接指導の実施と就業上の措置

- ストレスチェック結果で、「医師による面接指導が必要」とされた労働者から申し出があった場合は、医師に依頼して面接指導を実施する。
※申出は結果が通知されてから1か月以内に行う必要がある。

- 面接指導を実施した医師から、就業上の措置の必要性の有無、その内容について意見を聴き、それを踏まえて必要な措置の実施を行う。
※医師からの聴取は面接指導後 1 か月以内に行う必要がある。

- 面接指導の結果は事業所で 5 年間保存

※①実施年月日、②労働者の氏名、③面接指導を行った医師の氏名、④労働者の勤務状況、ストレスの状況、⑤就業上の措置に関する医師の意見が記録に含まれていなければなりません。

4 職場分析と職場環境の改善（※努力義務）

- ストレスチェックの実施者に、ストレスチェック結果を一定規模の集団（部、課、グループ等）ごとに集計・分析してもらう。
- 集計・分析結果を踏まえて、職場環境の改善を行う。

5 注意しなければならないこと

- ストレスチェック制度は、労働者の個人情報適切に保護され、不正な目的で利用されないようにすることで、労働者が安心して受け、適切な対応や改善につなげられる仕組みです。そのため、情報の取扱いに留意するとともに、不利益な取扱いはできない。

6 プライバシーの保護

- 事業者がストレスチェック制度に関する労働者の秘密を不正に入手するようなことがあってはならない。
- ストレスチェックや面接指導で個人の情報を取り扱った者（実施者とその補助をする実施事務従事者）には法律で守秘義務が課せられ、違反した場合処罰の対象となること。
- 事業者提供されたストレスチェック結果や面接指導結果などの個人情報は、適切に管理し、社内共有する場合においても必要最小限の範囲にとどめること。

7 不利益取扱いの防止

- 事業者が以下の行為を行うことは禁止されています。
次のことを理由に労働者に不利益な扱いを行うことはできません。
 - ・ 医師による面接指導を受けたい旨の申し出を行ったこと
 - ・ ストレスチェックを受けないこと
 - ・ ストレスチェック結果の事業者への提供に同意しないこと
 - ・ 医師による面接指導の申出を行わないこと
- 面接指導の結果を理由として、解雇、雇止め、退職勧奨、不当な動機・目的による配置転換、・職位の変更を行うことはできません。

9 熊本産業保健こころの健康アドバイザー制度のご案内

職場で悩んでいませんか？

熊本産業保健 こころの健康アドバイザー制度

職場の人間関係などで不安感や無気力になっている状態が続いていればそれはうつ病のサインかもしれません。

「おかしいな」と気づいたら、
お気軽に下記の医療機関にご相談ください。

専門の医師をはじめ、医療スタッフ(※精神保健福祉士、ケースワーカー等)が無料・匿名(家族も相談可)でご相談をお受けします。
秘密は守られます。
希望に応じ、投薬等の治療(有料)も受けられます。



無料
ご相談受付
いたします。

熊本産業保健こころの健康アドバイザー制度《無料相談》参加34機関

● 相談日時は下記のとおりです。

(熊本労働局、熊本県医師会のホームページにも掲載しております。)

熊本・宇城地区		八代・水俣地区	阿蘇地区
窪田病院 〒861-8038 熊本市東区長嶺東2丁目11-95 TEL (096) 380-2038 《受付》月～金/9:00～16:00 ニキハーティーホスピタル 〒862-0920 熊本市東区月出4丁目6-100 TEL (096) 384-3111 《受付》水/9:00～12:00 くまもと青明病院 〒862-0970 熊本市中央区渡鹿5丁目1-37 TEL (096) 366-2291 《受付》月・金/14:00～17:00 桜が丘病院 〒860-0082 熊本市西区池田3丁目44-1 TEL (096) 352-6264 《受付》月～金/9:00～12:00 城山病院 〒860-0068 熊本市西区上代9丁目2-20 TEL (096) 329-7878 《受付》水・木・金/9:00～11:00 龍田病院 〒860-0862 熊本市中央区黒髪6丁目12-51 TEL (096) 343-1463 《受付》月・水・木・金/ 9:00～10:00, 13:00～15:00 火・土/9:00～10:00 明生病院 〒860-0083 熊本市北区大窪2丁目6-20 TEL (096) 324-5211 《受付》木/13:30～16:00 ビネル記念病院 〒862-0916 熊本市東区佐土原1丁目8-33 TEL (096) 365-1133 《受付》月・土/(要予約) 10:00～12:00, 14:00～16:00 日隈病院 〒860-0832 熊本市中央区萩原町9-30 TEL (096) 378-3836 《受付》月～金/9:00～11:00, 14:00～16:00	森病院 〒861-4101 熊本市南区近見1丁目16-16 TEL (096) 354-0177 《受付》月～金/随時(要予約) よやすクリニック 〒860-0823 熊本市中央区世安町231-9 TEL (096) 322-0353 《受付》火/14:00～15:00(要予約) みとま神経内科クリニック 〒862-0972 熊本市中央区新大江2丁目5-12 TEL (096) 372-3133 《受付》月～土/8:45～17:30 (但し、水・木は午前のみ、土は15:30まで) 向陽台病院 〒861-0142 熊本市北区植木町豊田1025 TEL (096) 272-5250 《受付》木/14:30～16:00 希望ヶ丘病院 〒861-3131 上益城郡御船町豊秋1540 TEL (096) 282-1045 《受付》月～金/9:00～11:30, 13:30～16:00 益城病院 〒861-2233 上益城郡益城町惣領1530 TEL (096) 286-3611 《受付》月～金/9:00～16:00 松田病院 〒869-0542 宇城市松橋町豊崎1962-1 TEL (0964) 32-0666 《受付》第1、第3水/13:30～15:30 くまもと心療病院 〒869-0416 宇土市松山町1901 TEL (0964) 22-1081 《受付》月～金/9:30～16:00(要予約)	高田病院 〒866-0065 八代市豊原下町4001 TEL (0965) 33-1191 《受付》月～金/9:00～16:00(要予約) 八代更生病院 〒866-0043 八代市古城町1705 TEL (0965) 33-4205 《受付》月/14:00～16:00 平成病院 〒866-0895 八代市大村町720-1 TEL (0965) 32-8171 《受付》月～金/13:00～17:00 みずほ病院 〒867-0034 水俣市袋705-14 TEL (0966) 63-5196 《受付》月～金/14:00～16:00(要予約) 《窓口》医療相談室 水俣病院 〒867-0008 水俣市浜4051 TEL (0966) 63-3148 《受付》月～金/9:00～10:30 神経内科リハビリテーション協立クリニック 〒867-0045 水俣市桜井町2丁目2-28 TEL (0966) 63-6835 《受付》月・金/14:00～17:00	阿蘇やまなみ病院 〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地115-1 TEL (0967) 22-0525 《受付》月・火/9:00～11:00, 13:00～15:00 酒井病院 〒863-0006 天草市本町下河内964 TEL (0969) 22-4181 《受付》水/9:00～12:00 菊池・山鹿・合志地区 菊池有働病院 〒861-1304 菊池市深川433 TEL (0968) 25-3146 《受付》月・火/14:00～16:00 菊陽病院 〒869-1102 菊池郡菊陽町大字原水5587 TEL (096) 232-3171 《受付》月～金/9:00～12:00 中山記念病院 〒861-1102 合志市須屋702 TEL (096) 343-2617 《受付》月～金/9:30～12:00 山鹿回生病院 〒861-0533 山鹿市古閑1500-1 TEL (0968) 44-2211 《受付》火/13:00～16:00
天草地区		五名・荒尾地区	人吉・球磨地区
		城ヶ崎病院 〒865-0041 五名市伊倉北方265 TEL (0968) 73-3375 《受付》月/16:00～17:00 有働病院 〒864-0002 荒尾市万田475-1 TEL (0968) 62-1138 《受付》木/(要予約) 9:00～11:00, 14:00～16:00 荒尾こころの郷病院 〒864-0041 荒尾市荒尾1992 TEL (0968) 62-0657 《受付》月～金/9:00～16:00(要予約)	吉田病院 〒868-0015 人吉市下城本町1501 TEL (0966) 22-4051 《受付》月～金/9:00～11:00(要予約) 光生病院 〒868-0086 人吉市下原田町西門1125-2 TEL (0966) 22-5207 《受付》月～金/9:00～17:00

■主催：熊本労働局・労働基準監督署・熊本県医師会・熊本県精神科協会・熊本産業保健総合支援センター・地域産業保健センター
■協賛：熊本県精神保健福祉協会・熊本県労働基準協会

10 産業医制度の見直し

産業医制度にかかる見直しについて

労働安全衛生規則等が改正されました

平成29年3月29日公布 同年6月1日施行

①健康診断の事後措置に必要な情報の提供

事業者は、健康診断の結果、以上所見のあった労働者について医師等からの意見聴取を行わなければならない場合に、当該意思等から、意見を述べる上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、これを提供しなければならないこととなりました。

改正 労働安全衛生規則第51条の2 ほか有機溶剤中毒予防規則等8省令

○労働者の業務に関する情報とは

ア 「労働安全衛生規則」に関するもの

労働者の作業環境、労働時間、作業態様、作業負荷の状況、深夜業等の回数・時間数等

イ 「有機溶剤中毒予防規則等」に関するもの

特殊健康診断の対象となる有害業務以外の業務を含む、労働者の作業環境、労働時間、作業態様、作業負荷の状況、深夜業等の回数・時間数等

②長時間労働者に関する情報の提供

事業者は、時間外・休日労働が月100時間を越えた労働者について、速やかにその労働者の労働時間に関する情報を産業医に提供しなければなりません。

改正 労働安全衛生規則第52条の2

○労働者に関する情報とは

ア：時間外・休日労働が月100時間を越えた労働者の氏名、及び当該労働者の超えた時間に関する情報

イ：アに該当する労働者がいない場合においては、該当者がいないという情報

③定期巡視等産業医の情報収集の見直し

事業者から産業医に所定の情報が毎月提供される場合には、産業医の作業場の巡視の頻度を、毎月1回以上から2ヶ月に1回以上にすることが可能となりました。(巡視の頻度の変更には事業者の同意が必要です。)

改正 労働安全衛生規則第15条

○所定の情報とは

ア：衛生管理者がすくなくとも毎週1回行う作業場等の巡視の結果

- ・ 巡視を行った衛生管理者の氏名、巡視の日時、巡視した場所
- ・ 巡視を行った衛生管理者が「設備、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるとき」と判断した場所における有害事項及び講じた措置の内容
- ・ その他労働衛生対策の推進にとって参考となる事項

イ：アに掲げるもののほか、衛生委員会等の調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの

ウ：休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1か月あたり100時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者にかかる超えた時間に関する情報(＝今回の見直し②により、産業医への提供が義務づけられた情報)

*情報提供を行う時間外労働・休日労働の時間数は今後見直されることがあります。

11 健康診断項目の省略に関する留意事項について

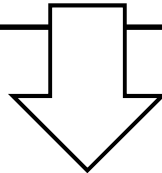
定期健康診断

労働安全衛生規則第44条

事業者は、常時使用する労働者(第45条第1項に規定する労働者を除く。)に対し、1年以内ごとに一回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 既往歴及び業務歴の調査
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 四 胸部エックス線検査及び喀(かく)痰(たん)検査
- 五 血圧の測定
- 六 貧血検査
- 七 肝機能検査
- 八 血中脂質検査
- 九 血糖検査
- 十 尿検査
- 十一 心電図検査

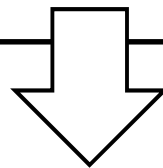
2 第1項第三号、第四号、第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる項目については、**厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認める時は、省略することができる。**



労働安全衛生規則第44条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成10年6月24日労働省告示第88号(改正:平成22年1月25日厚生労働省告示第25号))

次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる者について**医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。**

項目	省略することのできる者
身長、体重、腹囲の検査	一 四十歳未満の者(三十五歳の者を除く。)
胸部エックス線検査	二 妊娠中の女性その他の者であつて、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの
血圧の測定	三 BMI(次の算式により算出した値をいう。以下同じ。)が二十未満である者 BMI = $\frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)}^2}$
貧血検査	四 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMIが二十二未満である者に限る。)
肝機能検査	一 四十歳未満の者(二十歳、二十五歳、三十歳及び三十五歳の者を除く。)
血中脂質検査	二 五歳以上の者(二十歳未満の者を除く。)
血糖検査及び心電図検査	三 BMI(次の算式により算出した値をいう。以下同じ。)が二十未満である者 BMI = $\frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)}^2}$
既往歴及び業務歴の調査	一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年政令第四百二十号)第十二条第一項第一号に掲げる者
自覚症状及び他覚症状の有無の検査	二 じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)第八條第一項第一号又は第三号に掲げる者
胸部エックス線検査	一 胸部エックス線検査によつて病変の発見されない者
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査及び心電図検査	二 胸部エックス線検査によつて結核発病のおそれがないと診断された者
	三 胸部エックス線検査の項の下欄に掲げる者
	四 四十歳未満の者(三十五歳の者を除く。)



厚生労働省労働基準局長通達(平成29年8月4日付け基発0804第4号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」)

記の7における留意事項

7 健康診断を実施する場合の留意

(1) 一部においては、**血液検査等の省略の判断を医師でない者が一律に行うなど、適切に省略の判断が行われていないことが懸念される。**

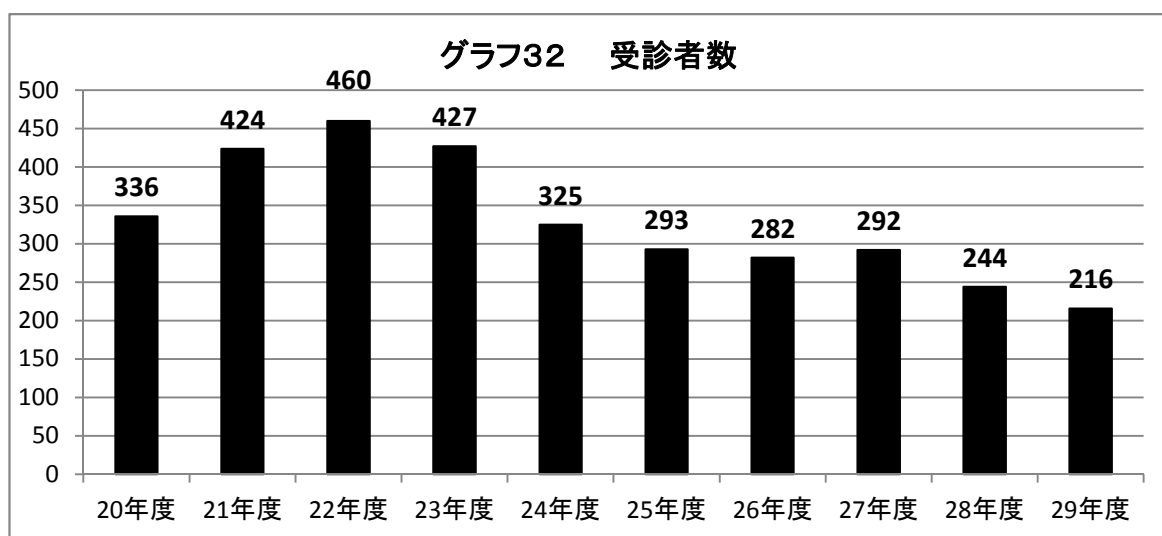
規則第44条第2項により、厚生労働省告示に基づく、血糖検査、貧血検査等を省略する場合の判断は、**一律な省略ではなく、経時的な変化や自他覚症状を勘案するなどにより、個々の労働者ごとに医師が省略が可能であると認める場合においてのみ可能であること。**

12 指導勸奨による特殊健康診断の種類及び業務内容

番号	業 務 の 内 容
1	紫外線・赤外線にさらされる業務
2	著しい騒音を発生する屋内作業場などにおける騒音作業
3	マンガン化合物(塩基性酸化マンガンに限る。)を取り扱う業務、又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
4	黄りんを取り扱う業務、又はりんの化合物のガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
5	有機りん剤を取り扱う業務又は、そのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
6	亜硫酸ガスを発散する場所における業務
7	二硫化炭素を取り扱う業務又は、そのガスを発散する場所における業務(有機溶剤業務に係るものを除く。)
8	ベンゼンのニトロアミド化合物を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
9	脂肪族の塩化又は臭化化合物(有機溶剤として法規に規定されているものを除く。)を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
10	砒素又は、その化合物(三酸化砒素を除く。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
11	フェニル水銀化合物を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
12	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基であるものを除く。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
13	クロルナフタリンを取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
14	沃素を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
15	米杉、ネズコ、リョウブ又はラワンの粉じん等を発散する場所における業務
16	超音波溶着機を取り扱う業務
17	メチレンジフェニルイソシアネート(M.D.I)を取り扱う業務又はこのガス若しくは蒸気を発散する場所における業務
18	フェザーミル等飼肥料製造工程における業務
19	クロルプロマジン等フェノチアジン系薬剤を取り扱う業務
20	キーパンチャーの業務
21	都市ガス配管工事業務(一酸化炭素)
22	地下駐車場における業務(排気ガス)
23	チェーンソー使用による身体に著しい振動を与える業務
24	チェーンソー以外の振動工具(さく岩機、チップングハンマー、スインググラインダー等)の取り扱いの業務
25	重量物取扱い作業、介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業
26	金銭登録の業務
27	引金付工具を取り扱う作業
29	VDT作業
30	レーザー機器を取扱う業務又はレーザー光線にさらされるおそれのある業務

13 二次健康診断等給付(22ページ参照)を利用した二次健診受診者数の推移

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
受診者数	336	424	460	427	325	293	282	292	244	216



二次健康診断等給付の概要

労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断等のうち、直近のもの（以下「一次健康診断」といいます。）において、脳・心臓疾患に関連する一定の項目に異常の所見がある場合に、二次健康診断等給付が受けられます。

給付の要件

- 1 一次健康診断の結果、次のすべての検査項目について、異常の所見があると判断されたときに二次健康診断給付を受けることができます。

① 血圧検査、② 血中脂質検査、③ 血糖検査、④ 腹囲の検査またはBMI(肥満度)の測定

なお、一次健康診断の担当医師より、①から④の検査項目において「異常なし」と判断された場合であっても、労働安全衛生法に基づき事業場に選任されている産業医等が就業環境等を総合的に勘案し、異常の所見を認めた場合には、産業医等の意見を優先します。

- 2 脳・心臓疾患の症状を有していないこと。
- 3 労災保険の特別加入者ではないこと。（特別加入者の健康診断の受診は自主性に任されていることから、二次健康診断等給付の対象とはなりません。）

給付の内容

二次健康診断給付では、二次健康診断と特定保健指導があります。

1 二次健康診断

脳血管と心臓の状態を把握するために必要な検査で、具体的には次の検査を行います。

① 空腹時血中脂質検査 ② 空腹時血糖値検査 ③ ヘモグロビンA1C(エーワンシー)検査
④ 負荷心電図検査又は胸部超音波検査(心エコー検査)のいずれか一方の検査 ⑤ 頸部超音波検査(頸部コー検査)⑥ 微量アルブミン尿検査(一次健診の尿蛋白検査で疑陽性(±)又は弱陽性(+))の所見が認められた場合のみ)

2 特定保健指導

二次健康診断の結果に基づき、脳・心臓疾患の発症を予防するため、医師または保健師の面接により行われる保健指導です。

① 栄養指導 ② 運動指導 ③ 生活指導

(二次健康診断の結果、脳・心臓疾患の症状を有していると診断された場合は、特定保健指導は実施されません。)

給付請求の方法

二次健康診断等給付を受けようとする方は、「二次健康診断等給付請求書」(様式16号の10の2)に必要事項を記入し一次健康診断の結果を証明する書類を添付して、労災病院又は労働局長が指定する病院・診療所を経由して所轄の労働局に請求することとなります。

請求にあたっての注意事項

- 1 二次健康診断等給付の請求は、一次健康診断の受診日から3ヶ月以内に行わなければなりません。
- 2 二次健康診断等給付は1年度内(4月1日から翌年の3月31日までの間)に1回しか受けることができません。
- 3 二次健康診断等給付は、労災病院又は労働局長が指定する病院・診療所においてのみ二次健康診断及び特定保健指導を無料で受診できるものです。

1 4 「産業医・産業保健機能」を強化します

(1) 産業医の活動環境の整備

(現在)

産業医は、労働者の健康を確保するために必要があると認めるときは、事業者に対して勧告することができます。

事業者は、産業医から勧告を受けた場合は、その勧告を尊重する義務があります。

(改正後) (平成31年4月1日以降)

事業者から産業医への情報提供を充実・強化します。

事業者は、長時間労働者の状況や労働者の業務の状況など産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報を提供しなければならないこととします。

産業医の活動と衛生委員会との関係を強化します。

事業者は、産業医から受けた勧告の内容を事業場の労使や産業医で構成する衛生委員会に報告することとしなければならないこととし、衛生委員会での実効性のある健康確保対策の検討に役立てます。

(2) 労働者に対する健康相談の体制整備、労働者の健康情報の適正な取扱いの推進

(現在)

事業者は、労働者の健康相談等を継続的かつ計画的に行う必要があります(努力義務)。

(改正後) (平成31年4月1日以降)

産業医等による労働者の健康相談を強化します。

事業者は、産業医等が労働者からの健康相談に応じるための体制整備に努めなければならないこととします。

事業者による労働者の健康情報の適正な取扱いを推進します。

事業者による労働者の健康情報の収集、保管、使用及び適正な管理について、指針を定め、労働者が安心して事業場における健康相談や健康診断を受けられるようにします。

○産業医とは？

- ・産業医とは、労働者の健康管理等について、専門的な立場から指導や助言を行う医師のことです。労働安全衛生法では、労働者数50人以上の事業場においては、産業医の選任が事業者の義務となっています。また、小規模事業場(労働者数50人未満の事業場)においては、産業医の選任義務はありませんが、労働者の健康管理を医師等に行わせるように努めなければなりません。

○衛生委員会とは？

- ・衛生委員会とは、労働者の健康管理等について、労使が協力して効果的な対策を進めるために、事業場に設置する協議の場です。衛生委員会のメンバーは、総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生に関する経験を有する労働者で構成されます。労働者数50人以上の事業場においては、衛生委員会の設置が事業者の義務となっています。

15 作業環境測定機関一覧

(平成28年7月1日現在)

測定機関名	所在地	電話番号	作業環境測定法施行規則別表各号の作業場				
			1号 (粉じん)	2号 (放射線)	3号 (特定化学物質)	4号 (金属関係)	5号 (有機溶剤)
ニチゴー九州(株)	〒869-0451 宇土市北段原町 230	(0964) 22-4790	○		○	○	○
(株)同仁グローバル	〒861-2202 上益城郡益城町 田原2081-25	(096) 286-1311	○		○	○	○
(株)朝日環境分析センター	〒866-0034 八代市新港町 2-2-8	(0965) 37-1377	○		○	○	○
(株)野田市電子 環境分析事業部	〒860-0823 熊本市中央区 世安町335	(096) 322-0167	○		○	○	○
(株)三計テクノス	〒861-8035 熊本市東区御領 5-6-53	(096) 388-1222	○		○	○	○
ルネサスセミコンダクタ マニファクチュアリング(株) 川尻工場	〒861-4195 熊本市南区八幡 1-1-1	(096) 311-6683			○	○	○

16 トータルヘルスプロモーションプラン(働く人の心と体の健康づくり)

Total Healthpromotion Plan (働く人の心とからだの健康づくり)

肥満や高血圧など、現代の働く人を取り巻く様々な健康の問題に、職場としてどのような対策をしたらいいのかお困りの事業所は多いのではないのでしょうか？働く人の心とからだの健康づくり(THP)は継続的に取り組むことにより、それらの問題を長期的に解決へ導くものです。

熊本THP健康づくり協議会	日本赤十字社熊本健康管理センター	〒862-8528 熊本市東区長嶺南2-1-1 Tel 096-384-3100
	(医)室原会 菊南病院	〒861-5517 熊本市北区鶴羽田3-1-53 Tel 096-344-1880
	(医)潤心会 熊本セントラル病院健診センター	〒869-1235 菊池郡大津町大字室955 Tel 096-293-7939
	(社医)稲穂会 天草慈恵病院健診センター	〒863-2502 天草郡苓北町上津深江278-10 Tel 0969-37-1730
	熊本労働局	〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1熊本地方合同庁舎A棟9階 Tel 096-355-3186
	独立行政法人労働者健康安全機構 熊本産業保健総合支援センター	〒860-0806 熊本市中央区花畑町9番24号住友生命熊本ビル3階 Tel 096-353-5480
	(一社)熊本県労働基準協会	〒861-5535 熊本市北区貢町691-1 Tel 096-245-7821

熊本THP健康づくり推進連絡協議会 事務局 日本赤十字社熊本健康管理センター Tel 096-384-3100

17 受動喫煙防止対策助成金制度

「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

職場の受動喫煙防止対策(事業者・事業場の実情に応じた適切な措置)は事業者の努力義務です。事業者の皆様は、まず、事業場の現状を把握・分析し、実行可能な対策のうち、最も効果的なものを実施するよう努めてください。

受動喫煙防止対策を行う際には、その費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」を、ぜひ、ご活用ください。

対象となる事業主

次のすべてに該当する事業主が対象です。

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業事業主

業 種		常時雇用する 労働者数※	資本金※
小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス(例:協同組合)など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数か資本金のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。

- (3) 事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主

助成の対象となる措置

①	右の基準を満たす喫煙室の設置・改修	喫煙室の入り口で、喫煙室内に向かう風速が0.2m/秒以上
②	右の基準を満たす 屋外喫煙所(閉鎖系)の設置・改修	喫煙所での喫煙で、喫煙所の直近の建物の出入口などにおける粉じん濃度が増加しない
③	右の基準を満たす換気装置の設置など (宿泊業・飲食店を営んでいる事業場のみ)	喫煙区域の粉じん濃度が0.15mg/m ³ 以下、または必要換気量が70.3×(座席)m ³ /時間 以上

助成内容

助成対象経費	助成率	上限額
上記①～③の措置にかかる工賃、設備費、備品費、機械装置費など	2分の1 飲食店を営んでいる事業場は2/3	100万円

- ・交付は事業場単位とし、1事業場につき1回とします。
- ・同じ事業場で複数の場所に措置を講じる場合は、1件の申請としてまとめて行ってください。
(1申請の上限額は100万円)

留意事項

この助成金の受給にあたっては、喫煙室の設置等の事業計画の内容が技術的及び経済的な観点から妥当であることが必要です。そのため、特に経済的な観点の目安として、単位面積当たりの助成対象経費の上限額を下表のように定めています。

単位面積当たりの助成対象経費が下表に掲げる上限を超える場合、合理的な理由があると都道府県労働局長が認める場合を除き、単位面積当たりの助成対象経費上限額までで助成金の交付決定を行いますのでご注意ください。

交付対象	設置を行おうとする喫煙室等の単位面積当たりの助成対象経費上限額
①喫煙室の設置・改修	60万円/㎡
②屋外喫煙所の設置・改修	
③上記以外の受動喫煙を防止するための措置・改修(換気装置の設置など)	40万円/㎡

例) 飲食店以外の事業場で3㎡の喫煙室の設置または改修を行う計画の場合、合理的な理由があると認められない限り、助成対象 経費として
 $3\text{㎡} \times 60\text{万円/㎡} = 180\text{万円}$ まで(助成額にして90万円まで)しか認められません。

交付申請に必要な書類 *印の書類には所定の様式があります。

1	受動喫煙防止対策助成金交付申請書*
2	受動喫煙防止対策についての事業計画*
3	交付要件に該当する旨及び不交付要件には該当しない旨の申し立てを行う書類*
4	措置を講じる場所の工事前の写真(申請日から3か月以内に撮影したもの)
5	設置を予定している喫煙室や換気装置の場所など助成事業の詳細を確認できる資料
6	講じる措置が要件を満たして設計されていることが確認できる資料
7	事業場の室内とそれに準ずる環境で、措置を講じる区域以外での喫煙を禁止する旨を説明する書類
8	講じる措置に関する施工業者からの見積書の写し(2業者以上必要)
9	その他都道府県労働局長が必要と認める書類

事業実績報告に必要な書類 *印の書類には所定の様式があります。

1	受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書*
2	受動喫煙防止対策についての事業結果概要報告書*
3	受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書の写し
4	交付決定内容を変更した場合、受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認通知書の写し(複数回変更している場合は、すべての写し)
5	工事に関しての領収書、経費についての内訳の写し
6	措置を講じた場所や受動喫煙を防止するための設備・備品の詳細を確認できる写真(工事終了後速やかに撮影したもの)
7	交付決定を受けた内容と実際に実施した事業が相違ないことを説明する書類
8	講じた措置が要件を満たしていることが確認できる資料
9	その他都道府県労働局長が必要と認める書類

※予算年度途中であっても助成金申請を終了する場合がありますのでご注意ください。

18 熊本産業保健総合支援センター及び地域産業保健センター(地域窓口)の活用

- (1) 平成26年4月から、産業保健を支援する3つの事業(地域産業保健事業、産業保健推進センター事業、メンタルヘルス対策支援事業)を一元化して、事業場の産業保健活動を総合的に支援する産業保健活動総合支援事業がスタートしました。労働者の健康を確保し快適な職場づくりの推進を図るために、労働衛生分野における相談等に対応したり、産業保健に関する専門研修を実施するほか、メンタルヘルス対策についての相談、普及促進のための個別訪問等も行っています。関係者の積極的活用が望まれるところです。

熊本産業保健総合支援センター

熊本市中央区花畑町9-24 住友生命熊本ビル3階 電話096-353-5480

- (2) 地域産業保健センターは、熊本産業保健総合支援センターの地域の窓口として熊本県内7箇所に設置(下記 熊本県内地域産業保健センター一覧参照)、産業医の法的選任義務のない労働者数50人未満の事業場並びにそこで働く労働者に対する産業保健サービスを無料で提供するために設置されています。メンタルヘルスを含む労働者の健康相談、健康診断結果についての医師からの意見聴取、産業保健に関する情報提供を行っています。

熊本県内地域産業保健センター一覧

センター名称	所在地
熊本地域産業保健センター	〒860-0811 熊本市中央区本荘5-15-12 (熊本市医師会ヘルスケアセンター内) TEL096-366-2711
八代水俣地域産業保健センター	〒866-0074 八代市平山新町4438-5 (八代市医師会健診検査センター内) TEL0965-39-9531
有明地域産業保健センター	〒865-0064 玉名市中1942-5 TEL0968-72-3050
人吉球磨地域産業保健センター	〒868-0037 人吉市南泉田町72-2 (人吉市医師会内) TEL0966-22-3059
天草地域産業保健センター	〒863-0046 天草市亀場町大字食場1181-1 (天草地域健診センター内) TEL0969-25-1236
菊池鹿本地域産業保健センター	〒861-1306 菊池市大琳寺75-3 (菊池郡市医師会立病院内) TEL0968-23-1210
阿蘇地域産業保健センター	〒869-2225 阿蘇市黒川1178 (阿蘇郡市医師会内) TEL0967-34-1177

労務管理や衛生管理を担当される方へ

産保センターは皆さまの産業保健活動のサポートをいたします

すべての事業所が対象(熊本産業保健総合支援センター)

皆さまのニーズに合わせて選択ください
(原則無料)

労働衛生コンサルタント
による**コンサルティング**
(訪問・電話)

職場に応じた、メンタルヘルス・生活習慣病、
職場環境、衛生管理全般のオーダーメイドの
サポート内容を助言

メンタルヘルス
計画立案・研修の支援
(訪問)

メンタルヘルス対策の予防から職場復帰支
援まで総合的な支援を実施

専門相談員による**相談**
(訪問・電話)

産業保健に関する解決策を助言します。必要
に応じ、現地訪問し相談に応じます

熊本産業保健
総合支援センターでの**研修**

年間 70 回の、衛生管理者、産業保健スタッフ
などの専門的研修を実施。詳細は、熊本産
業保健総合支援センターの HP に掲載



法令順守・健康と安全の確保・生産性の維持・向上

労働者 50 人未満の事業所は下記も対応可
(各地域産業保健センター)

医師や保健師による相談対応(事業所訪問可)

- 1) 健康診断結果の医師による意見聴取
- 2) 保健師による保健指導の実施
- 3) 労働者の健康管理(メンタルを含む)の相談
- 4) 長時間労働者・高ストレス者への面接指導
- 5) 有害業務の対策についての相談
- 6) 健康教育、健康講話の実施
- 7) 治療と仕事の両立支援にともなう相談対応など

重要

「健康診断結果について医師の意見聴取」は、
労働者数に関わらず法令で定められています

未実施は**法令違反**です！

50 人以上の事業所は**産業医**に依頼を！

50 人未満の事業所は、**地域産業保健センター**を
活用しましょう！

お問い合わせ先

● 熊本産業保健総合支援センター(☎096-353-5480)

熊本産業保健総合支援センター

● 各地域産業保健センターへ (27 ページご参照)

19 平成30年度産業保健関係助成金について

ストレスチェック助成金 (労働者50人未満の事業場が対象)	職場環境改善計画助成金 【Aコース】 【Bコース】 (労働者数の制限なし)
○概要：派遣労働者を含めて従業員50人未満の事業場が、ストレスチェックを実施し、また、医師からストレスチェック後の面接指導等の活動の提供を受けた場合に、費用の助成を受けられる制度です。 ①ストレスチェックの実施に対する助成 ・従業員1人につき500円を上限として、その実費額を支給。 ②ストレスチェック実施後の医師による面接指導・意見陳述に対する助成 ・医師による活動1回につき21,500円を上限として、その実費額を支給（一事業場につき年3回が限度） (平成29年度からの変更点) 1 ストレスチェックに係る医師による活動について、平成29年度は「産業医の資格を持った医師との契約」が必要でしたが、「医師との契約」に変更となりました。 2 50人未満の事業場を複数持つ企業様からの申請について、一括申請できるようにしました。（※助成金振込先口座が異なる事業場の一括申請はできませんので、こ	【Aコース】 ○概要：事業主の方が専門家による指導に基づき、ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえて職場環境改善計画書を作成し、計画に基づき職場環境の改善を実施した場合に負担した指導費用及び機器・設備購入費用の実費を支給（10万円を上限、うち機器・設備購入費は5万円を上限かつ単価5万円以内のもので将来にわたり1回限り）助成を受けることができる制度です。 【Bコース】 ○概要：事業主の方がメンタルヘルス対策促進員による助言・支援（事業場訪問3回まで）に基づき、ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえて職場環境改善計画書を作成し、計画に基づき職場環境の改善を実施した場合に負担した機器・設備購入費用の実費を支給（5万円を上限かつ単価5万円以内のもので将来にわたり1回限り）助成を受けることができる制度です。
小規模事業場産業医活動助成金 【産業医コース】 【保健師コース】 【直接健康相談環境整備コース】 (労働者50人未満の事業場が対象)	心の健康づくり計画助成金 (労働者数の制限なし)
【産業医コース】 ○概要：小規模事業場が産業医の要件を備えた医師と産業医活動の全部又は一部を実施する契約を締結し、産業医活動を実施した場合に実費の助成を受けることができる制度です。（6か月ごとに10万円を上限） 【保健師コース】 ○概要：小規模事業場が保健師と産業保健活動の全部又は一部を実施する契約を締結し、産業保健活動を実施した場合に実費の助成を受けることができる制度です。（6か月ごとに10万円を上限） 【直接健康相談環境整備コース】 ○概要：小規模事業場が、①産業医の要件を備えた医師と職場巡視等、産業医活動の全部又は一部を実施する契約 ②保健師と健診異常所見者や長時間労働者等に対する保健指導等、産業保健活動の全部又は一部を実施する契約 のいずれかの契約に、契約した産業医又は保健師に労働者が直接健康相談できる環境を整備する条項を含めて締結し、労働者へ周知した場合に助成を受けることができる制度です。（6か月ごとに一律10万円） ※各コース一事業場につき将来にわたって2回の支給に限りです。	○概要：事業主の方がメンタルヘルス対策促進員による助言・支援（事業場訪問3回まで）に基づき、心の健康づくり計画を作成し、計画を踏まえたメンタルヘルス対策を実施した場合に助成を受けることができる制度です。（一律10万円） ※一企業につき将来にわたって1回の支給に限りです。 メンタルヘルス対策促進員の派遣は熊本産業保健総合支援センターが原則無料で実施しています。 (平成29年度からの変更点) 個人事業主からの申請も可能となりました。

※助成金額・申請方法等詳細については、熊本産業保健総合支援センターホームページをご覧ください。